

第十九回国会 参議院文部委員会會議録第三十五号

昭和二十九年五月二十日(木曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 飯木 亨弘君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
中川 幸平君
山縣 勝見君
吉田 萬次君
高橋 道男君
高田なほ子君
松原 一彦君
須藤 五郎君
長谷部ひろ君
野本 品吉君

國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

文部省大学 學術局長 福田 清助君
文部省調査局長 小林 行雄君
文化財保護委 員委員長 高橋誠一郎君
文化財保護委 員事務局長 森田 孝君

事務局側

常任委員 工渠 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件

○へき地教育振興法案(内閣提出、衆議院送付)

○文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

最初にへき地教育振興法案を議題といたします。五月十八日に本法案の提案理由の説明を聴取いたしております。質疑は今日初めてでございます。一括して質疑をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ逐次御発言を願いたいと思ひます。

○木村守江君 新しい憲法の下に、教育の機会均等という狙いの下に、この法案を提出されたことは誠に喜ばしい次第であると思ひます。併しながら僻地の教育の最も考えなければならぬことは、これは僻地の、殊に積雪寒冷地帯等における僻地の季節分校の問題であります。僻地に参つてみま

考えられるとしても、中学校の学課担任の教導ですね、冬季間の長い間、一人の先生が一年から三年まで持つて教育しておられるような状態は、これは新制中学校の設立趣旨にも反するところの最も考えなければならぬ状態であると思ひます。そういう点から考へまして、これはどうしても僻地教育の大きな問題の解消は、先ず第一に季節分校、特に新制中学校の季節分校による一年から三年まで同一先生、一人の先生によつて長い間教育されておられるような状態を解消しなければいけないと思ひます。ところが、このへき地教育振興法ができて参りましたも、又本年度の文部省の僻地に關する予算を見ましても、これに對して考慮しておる点がないように思ひますが、当局はこれに對してどういふようなお考えをお持ちしておりますか。又本年度の予算の中でどういふうにこの問題を解決して僻地教育の振興を図ろうと思われまするか、ちよつとお聞きいたしたい。

○政府委員(福田清助君) 只今のお話、誠に御尤もでございます。参議院の御決議もございまして、文部省といたしまして、この頃特にこの僻地教育の振興という点につきまして、充実を願ひいたして参つて来ておるわけでありましても、只今御審議願ひました予算等は僻地教育振興につきましては、いわば一歩を進めたばかりであり、將來充実の基礎を作つたに過ぎない次第でございます。御指摘のよ

うな点につきましては、まだ十分でないことを遺憾と考へております。差当り只今の僻地における中学校の学課担任制度に即する教授力の充実といううな点でございまして、これはまあ文部省といたしまして、取りあへずこの単級複式教育につきましての指導書を作り或いは又研究会を催し、教育内容の改善、充実ということを考へますと共に、特別にこの僻地に對しまする教材等につきましても、まあ調査いたしておるような次第でございまして、更には又予算にございまして、特別のこの教員養成施設も設けておるようなわけで、これといささかなからこの僻地における勤務手当或いは単級複式手当を増額したといううなことを等々総合いたしまして、多少でも有力な教員を僻地に招致したいということに一歩を進めつつあります。この点につきましては言葉に從つて十分今後努力いたしたいと考へております。

○木村守江君 只今年度の予算並びにこの法案によつてはまあ十分なことではない、私は十分というよりも、只今私が申し上げたことについてはちよつとも満足できていないといううなところが當つていないかと思ひます。それから、これは勿論単級複式の方法があるでしょうが、新制中学校の教育には一人の先生が、これは長い間ですけれども、長い間殆んど閉じ込められまして交通が遮断されておるので

くは昔の寺小屋にも劣るような所で一人の先生で一年から六年まで、殊に新制中学校の生徒が一年から三年まで一人の先生で教つておられる状態が非常に多いわけですね。小学校のいわゆる学課担任の教授においては、それほどではない、なくもないのではありませんか。

○政府委員(福田清助君) 只今のお話、誠に御尤もでございます。参議院の御決議もございまして、文部省といたしまして、この頃特にこの僻地教育の振興という点につきまして、充実を願ひいたして参つて来ておるわけでありましても、只今御審議願ひました予算等は僻地教育振興につきましては、いわば一歩を進めたばかりであり、將來充実の基礎を作つたに過ぎない次第でございます。御指摘のよ

うな点につきましては、まだ十分でないことを遺憾と考へております。差当り只今の僻地における中学校の学課担任制度に即する教授力の充実といううな点でございまして、これはまあ文部省といたしまして、取りあへずこの単級複式教育につきましての指導書を作り或いは又研究会を催し、教育内容の改善、充実ということを考へますと共に、特別にこの僻地に對しまする教材等につきましても、まあ調査いたしておるような次第でございまして、更には又予算にございまして、特別のこの教員養成施設も設けておるようなわけで、これといささかなからこの僻地における勤務手当或いは単級複式手当を増額したといううなことを等々総合いたしまして、多少でも有力な教員を僻地に招致したいということに一歩を進めつつあります。この点につきましては言葉に從つて十分今後努力いたしたいと考へております。

○木村守江君 只今年度の予算並びにこの法案によつてはまあ十分なことではない、私は十分というよりも、只今私が申し上げたことについてはちよつとも満足できていないといううなところが當つていないかと思ひます。それから、これは勿論単級複式の方法があるでしょうが、新制中学校の教育には一人の先生が、これは長い間ですけれども、長い間殆んど閉じ込められまして交通が遮断されておるので

○政府委員(福田清助君) 御指摘のごとく、冬季積雪の地方におきまして、どうしてこれもこれは冬季の分教場ということを第一に考へまして、又分教場ということを前提いたしまして宿舎を伴わねばならぬかと思ひます。或い

は又別の、例えば山間部であるとか、暖い地方における海辺、或いは離島等におきましては、これはむしろ何か交通機関のほうを作りまして、学校は成るべく大きな学校にまとめることができれば、そのほうが教育上の理想じやないかと思ひます。それらの点につきましては、何分にもまだ全国的の詳細に亘つて、又各方面から見ました調査が十分でないものでありまして、この法律にも文部省としては十分いろ／＼な調査をするというような条項もござい

ますので、我々といしましてはその辺を十分調査いたしまして、只今御指摘のありましたような積雪地帯におきましては、積雪地帯に即する分敷場或いは寄宿舎というようなものを後年度の予算等におきまして十分考慮いたしたいと考えます。

○松原一彦君 結構な法案だと思ひます。成るべく一日も早く執行せられるように希望いたしますが、大要親切に考へて頂いておるようであります。僻地で一番困るのは、今もお話が出ておりますが、教員に人を得ないということだろうと思ひます。どうしても行きたがりませんので、それには私の知つておる実例としては、村で秀才を村費によつて養成するということが一番確実なように思ひます。その村の出身者で家庭もある次男か三男で、将来教育者になつてもいいといったような極く頭のいい子供をば、小学校時代から探して中学校、高等学校、学芸大学へとやつて、高度の教育を前以て委託するのだということが計画的に行われ

ますという、非常に結果がいいように聞いているのでありますが、そういう場合における何か御考慮はありまし

ようか。ここにありますのは短期の養成機関を持つということだそうでございますが、短期の養成機関以外に何か私の希望するような事実か、或いはこれに對する考慮がございましてどうか、承つておきたいと思ひるのであります。

○政府委員(福田清助君) お話のように、地方におきまして只今御指摘がございましたような奨学金を持つておりますのは、例えば青森とか北海道あたりで相当行われておるやうに伺つておりますが、国といたしましては、御承知のように例の育英会の教育奨学生の特別の枠、これ以外にないのであります。教員となるべき人に対しては、ほかよりも大きなパーセンテージを當てまして貸付けて、その人たちが義務教育学校に就職いたします限りにおきましては猶予し、遂には免除する、このこと以外にはないのであります。まあお話のような点につきましては、養成機関それ自身が新しい免許法改正に伴ひまして或る年を経過いたしますれば、それは二年以上のものになることになるといふわけであります。そうなりま

すれば一般の二年課程と同じように奨学という問題も取扱わなければならんと考へております。

○松原一彦君 今の一年課程の北海道等にある短期の養成機関に対しては育英資金のほうは出ますか出ませんか。

○政府委員(福田清助君) 差当りこれはまだいわけの育英会の対象としたします学校でない養成所でありまして、出しておりません。

○松原一彦君 これもちよつと記憶にないから伺うのですが、教員養成に對する育英資金は普通の学生よりもどの

くらい率が高いのか、そこに何かありましたらお知らせ願ひたい。

○政府委員(福田清助君) 普通の場合でございますと二〇%でございますけれども、これは六〇%になつております。つまり全体の学生は普通は二割しか受けられませんが、この学生の場合は六割受けられる、こういうことになつております。

○高田なほ子君 大臣のちほどおいでになる御様子ですから、事務的な方面をちよつと伺ひまして頂きたい。その前にへき地の教育振興法を審議するに當つて僻地の全貌ということについて私たちが把握してないといふことは審議の上に非常に手落ちがあつたように思ふので、今文部省がへき地教育振興法を出されるに當つて、日本の僻地教育のこの対象となつてゐる学校或いは学級、そういうものの全貌を一応ここで概数的で結構でありますから、お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 最初に学校数を小学校、中学校の別で申上げたいと存じます。私もが僻地教育の学校として考へております数は小学校においては四千九百五十八校、それから中学校が二千二百二校、合計七千六十校でございます。その内訳を申上げますれば本校が小学校は二千九百六十七、中学校は本校が千四百一、合計四千三百六十八校、それから分校が小学校が千八百六十、中学校が六百二十六、合計二千四百八十六、それから季節分校が小学校百三十一、それから中学校が七十五、合計二百六、こういう恰好になつております。生徒数といしましては小学校が四十八万六千九百六人、それから中学校のほうは十九万八千七百

四十三人、合計六十八万五千六百四十九人、こういうような数字でございます。

○高田なほ子君 六十八万有余の児童、それから学校数にしても七千六十校に及ぶ極めて多くの対象になつておるやうであります。この対象に對して文部省は当初二十九年年度の概算要求として僻地教育振興に関する予算を要求せられました。この要求されたものに對して最終的に決定になつたものは、当初文部省が意圖してゐるものとはかなり違つた形になつて來ておるのではないかと思ひますが、念のため二十九年年度概算要求した即ち二十八年の九月当初に要求されたその形と最終的結果としての予算上の数字と、その数字から來たところの当初の文部省の計画と非常に違つて來た点を一応ここで御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 当初要求の数字を只今手許に持つておりませんが、これは取寄せまして、お答えいたしたいと思ひます。

○高田なほ子君 現在の……

○政府委員(福田清助君) 御審議になりました予算は、まあ第一は特殊勤務手当でございます。これは一億五千二百九十六万二千円でございます。大体これは昨年の基準よりも三分の一がた増額してお認め頂いております。それから第二が、只今申上げました一億五千二百九十六万二千円はこれは実支出額でございます。これは負担金となりまして、これの二分の一が国庫に計上せられるわけでございます。それからその次は僻地教員の宿舎の建設費でございます。これは二十八年度とはほぼ同様でございます。百二十二戸

の宿舎を四分の一国庫補助で実施いたすわけでありまして、国の予算といしましては一千六十二万四千円が計上されております。その次は僻地学校の集會室でございます。これは今年が初めて計画でございます。二十九年度計画いたしました七千十三坪、これは一坪当り二万七千七百円の単価で建築いたしました。国庫補助は二分の一計上します。約一億弱であります。それからその次は僻地の教員養成施設でございます。これは二分の一補助でございます。前年に引き続きまして全国十一カ所の養成施設を目標といたしまして、国庫補助として四百二十一万六千円が計上されております。そのほか極く小さい費用でございますけれども、僻地教育研究協議会の費用といたしまして、これは新しい費用でございます。これは二十五万二千円、それから各種の手引書、参考資料を作成いたしますが、僻地の教育の資料にいたしますのですが、これが六十三万、それから僻地教育研究指定校、これも新しい仕事でございます。二十一校ばかり研究指定校に指定いたします。これが八十六万五千円、これぐらいの費用でございます。

○高田なほ子君 いろいろ予算を上げられておるやうでございますが、その予算の大部分を占めるものが教職員の特殊勤務手当或いは教員の住宅の施設と、誠にこれは當を得たものであると思ひます。併しながら私どもとしては、予算上からかういふ手当てが一出されたのではないかと思ひます。であります。北から南にかけて山脈が縦走している日本の特殊的地勢か

から見ても、僻地教育というのは六・三制を完備する上においては特に重視しなければならぬ、六・三制完備の一環として重要な問題である。ただ単に僻地教育の振興というように、理科教育の振興とかその他の振興とは非常に根本的に意味の違っている私は振興だと思ふ。因としては六・三制完備の一環としてこれを取上げなければならぬ問題でありますから、今いろいろ予算上の御説明がございましたが、私としてはここに一応特勤手当とか教員の住宅の建設とか集会所とかいうようなものとは別個にどういう計画を一体この際文部省はお持ちになつてその計画の一環としてこういうことが始められてゐるのかということについて、不幸にして我々はその全貌を知ることができない。どうか一つ六・三制の一環として重要な教育政策でありまして、ここで計画の全貌について、これは予算を抜きにして全貌についてお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) お話の点は各般に亘るわけでありまして、第一の目標といたしましては、優秀教員を招致する点にあると思ふのであります。この点につきましては、特殊勤務手当、単級複式手当というようにものを適正基準まで充実するということ、待遇を充実するということが第一であると思ひます。更に教員の住宅状況も只今の予算程度ではまだ十分でないと思ひますので、更に補助によつて住宅を造るなり或いは斡旋するなりいたすようなことも必要である。又教員に對します各種厚生施設等も特別に考えなければならぬと思ひます。同時に新進氣鋭の先生を養成し、招致す

るというような面におきまして、更に教員養成というような臨時施設というものもを拡充しなければならぬと思ひます。こういうような養成と、それから待遇という点におきまして、いい教員を招致するということが先ず第一であると思ひます。その次にはやはり僻地という特別な地域における教育の内容充実でございます。単級複式の研究であるとか、僻地における特別な視覚、聴覚教材を集めるとかいうような教育計画、教育方法或いは教材という点につきましても十分科学的に研究すると共に、物的に援助、助成しなければならぬと考えております。それから同時に、こういう僻地におられる先生がたが一般の研修を受けるといふような点において随分不便であると思ひますので、通信教育を充実するとか、或いは研究協議会、講習会に出る旅費を十分支給するとかいふような点も教育向上という面におきましては必要だと思ひます。いま一つは児童、生徒の通学の困難除去という問題だと思ひます。先ほど御指摘がありましたような分教場とか或いは寄宿舎とかこれを整備するのにも地域においては必要だと思ひます。或る地域におきましては、スクール・バスであるとか、或いは船であるとか、或いは冬季に雪をラッセルするとか、そういう通学に便利な方法を考えるということも一助であると思ひます。なお児童、生徒或いは先生もそうでありますけれども、一般に健康管理、医療が普及してない地域でございますから、教育上からもそういう面について一段と施設しなければならぬと考えております。

○高田なほ子君 誠に御尤もな計画であります。私は今発表された計画と同時に施設の改善ということが目下の急務ではないかと思ふ。優先な先生をそこに招致するためには、各般の待遇上適切な取扱というものは当然考えなければならぬのであります。他聞ではございますが、僻地における校舎施設というものが如何に貧困であるかということ、これは勿論六・三制管理、施設の中にもそれは含まれておると思ふのであります。なかつく僻地教育の振興のためには校舎、施設の改善、充実ということが私は重く取上げられなければならないのではないかと。僻地におられる先生のこの心がまといふものは、私も折にふれお話をし、又そのお心持に触れるたびに私自身が反省させられるほど教職に對して、教育活動に對して非常に熱心であります。この熱心な先生がたの能力を更に十二分に發揮させるために必要なのは勿論待遇であるが、その教育活動の直接の因として考えなければならぬ計画というものは、施設そのものは充実でないか、こういうふうにお考えを以てあります。この点について文部省は教育内容のほかに僻地に對する施設の充実、これについて具体的にどういふようなことをお考えになり又しようとしておられるのか、それを伺いた

○政府委員(福田清助君) この校舎関係の施設といたしましては、本年度の新らしい事業といたしまして、先ほども申し上げましたように、僻地における集会所の建築に對する補助といたしまして一億円を計上いたしまして二分の一を助成することにいたしておるわけ

であります。これによりまして差当り二百校或いは二百五十校程度、こういう集会所ができるのではないかと。この集会所は体操場としても使われ、講堂としても使われ、或いは共通の社会教育に利用して公民館、図書館等の施設としても利用する、こういう考えでやつておるわけでありまして、只今御指摘になりました教室それ自身という問題も勿論考へべきでありまして、これは冬季積雪地方におきましてはむしろ分散いたしまして分教場、寄宿舎を併う小さいものを造るなり、或いは又その他の地方におきましては教育の見地から見まして、交通関係の援助が得られるならば成るべくまとめて大きい学校を造る。そういう具体的な状況をよく地方々々に即しまして総合的、科学的な検討の上に將來そういう問題を考究すべきだと考えております。

○高田なほ子君 僻地の学校施設というものが重大であるということは文部省も当然御存じになつておるので、集会所というふうな新しい試みを打立てられたと思ふのであります。僻地における校舎の老朽というものは、これは常識になつておる。案にこれはもう慘憺たる状況を呈しております。岐阜県の吉城郡あたりには、文部省はお調べに行つておられるのかどうかわかりませんが、案にお話にならない、ああいう老朽校舎の風も雨も雪も吹き込むようなバラック以上のほろ校舎の内では子供が勉強しておるといふことはこれはもう人道的に見ても許されぬことだと思ふ。東北における僻地においてもその大部分は老朽校舎でありま

す。現在文部省が老朽校舎として指摘されておるものが相當の數に上つております。そこで僻地それから平地の割合というものは多分計算されておると思ふのであります。僻地で占められておる老朽校舎のパーセンテージはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(福田清助君) 僻地につきまして老朽校舎が多いということは私も想像いたしますけれども、現実的に余り地方から老朽校舎補助要求が出てないようでございます。今パーセンテージとおつしやるほど私どもとしてまとめた資料は持ち合せておりませんことを遺憾といたします。

○高田なほ子君 誠に重大な御答弁です。これこそが僻地教育の実情を物語るものであつて、貧困な僻地の農村のこのやくりというものは、まるで火の車のようなやくりでございます。特に川村委員長におかれましては岩手県の御出身であり、岩手県における僻地の老朽校舎の事情というものは、これは誠にやはり大変なものだと思ふ。なぜその要求が出ていないかというところは、今言つたように僻地の農村の財政それ自身が生活の貧困と共に貧困であるからこそ老朽校舎を改築するための要求が出ておらない。これを要求が出ておらないからといって放置しておくと、この問題の解決を遅らせる最も大きな原因があると思ふ。幸いにここに大臣も来ておられますが、僻地における貧困農村、これの老朽校舎について國が全額補助というくらいまでの手を延べなければ、この僻地における学校施設というものは遂に陥没した谷間から這い上ることのできない状況に追込まれると

思うのですが、この点について事務当局並びに大臣の御見解などを聞かして頂きたい。

○政府委員(福田清助君) 先ほど他にお答え申し上げましたように、現在といたしましてはこの僻地振興につきましては、第一歩を踏み出した程度でございまして、私どもといたしまして、決してこれを以て全部を蔽うた予算ではないことは重々承知いたしております。只今の御指摘の点につきましては、我々といましては、この法律が示しておりますように、文部省としては十分その実情について調査をして資料を持たなければならぬとある条章によりまして、今後篤と調査を遂げ、僻地教育の実際に即応する施設を将来考えて参りたいと思ひます。

○高田なほ子君 そうすると、文部省のほうの資料というものが今集めつつあると、これはまあ御尤ものお話であります。それは、今御説明下さいましたこの校舍関係の施設の一環として、集会室を今回予算で二百校乃至二百五十校設けると、こういうわけでありまして、それは大体何年計画ぐらいでこれを完了するということおつもりになつておられますのか、それを承わりたい。

○政府委員(福田清助君) これは全体を見通しまして、その何分の一を今年度予算として一億計上したという計算のしかたではなくて、まあ大よそその二百校乃至二百五十校程度を作るといふようなことから出発したわけでございます。これは今後僻地における他の調査と関連して十分調査いたしまして、或るところには集会室、或るところには分教場、宿舎というふうな、地

方地方に即した状況に充実に参りたいと考えております。

○高田なほ子君 その次に僻地における学童の体位の問題であります。僻地における学童の体位について、文部省はどういう調査をされ、又資料を集めになつておられますか、それをお伺いいたします。非常に平地における場合よりも低くなつておると思ひますが……

○政府委員(福田清助君) その点も誠にまだ至つていないのでありますが、特別に僻地だけを抜き出しました体位の状況の調査はまだまとめてないわけでございます。この点につきましては、十分一今後早急に調査いたしたいと思つております。

○高田なほ子君 僻地における児童の体位の問題は、僻地の生活水準の向上と共に、特にこれは取上げなければならぬ問題です。東北の或る僻地に参りますと、あなたのほうは御承知ですかどうかわかりませんが、蛋白資源が乏しいために、おたまじやくしを春にとつて、それを乾して秋に大根や何かと一緒に入れて食べるところがあるのです。そういうところの住民は、大体において炭焼をしたり、薪を伐つたりしておる。これが非常に多いというわけではありませぬけれども、東北のあの阿武隈山脈から北上山脈の縦走しておるところの山間僻地の住民の生活というものは、ほぼこれに匹敵しておる。そこにおける児童の食生活というものは、もうお話にならない。こういうところに文部省が手を差し延べるならば、教育二法案というやうな悪法案を出しても、若干これは罪の償いになるかも知れないが、今お伺いすると、

僻地における児童の体位の状況すらもまだ調べられておらない。誠にこれは遺憾極まりないことと存じます。これは私が指摘するまでもなく、僻地における学童給食の対策はどのように進められておられますのか、一応ここで以て計画並びに現在実施されておる状況について明らかにして頂きたい。

○政府委員(福田清助君) 学校給食といたしましては、一般義務課程の児童に對し給食と同じ行き方で行なつておるだけでありまして、特別に僻地という問題につきまして、給食に關しますることをまだ厚くやつておる事実はないのでございます。

○高田なほ子君 聞けば聞くほど私はもう慨嘆に堪へない。そこで、このたび僻地教育研究の指定校を若干作るように先ほど御説明がありました。私はこういう考へ方については、決して反對をするものではありません。併しなから、今日の文部行政の中で私が批判しなければならぬのは、何々指定校、何々指定校、何々指定校、そういう指定校を作つて、あたかもそれに非常に熱心であるやうなカムフラージュ、これは意地の悪い言い方でありまして、するやうな傾向が私はあると思ひますが、現在オルガン一つ買えない、電気一つ引かない、又ポータブル一つ買えない、こういうやうな僻地の学級が至るところにあるにかかわらず、二、三の研究指定校を作つて、それに重点的に費用をつけて、それで何になりますか。私は研究をするといふことそのこと自体に答へてはいないけれども、そのことに目を奪わしめて、本来の今陥没しておるものを一校でも一

学級でも引上げようとする熱意というものが見えないといふことを非常に遺憾に思ふのです。それはまあ遺憾に思ふだけのことになつてしまひますが、最後に、大臣がお見えになられましたので、大臣に一、二点だけ根本的な問題をお尋ねしたいと思ひます。

私がお尋ねいたしますことは、今度新しく文部省が僻地教育の振興に對して本格的にこれを取上げて予算も組み、又法案も出す、このことについては非常に私は了とするものでございまして、併しながら、僻地振興といふことになると、何か特別な理科教育振興とか、何々教育振興とかいふやうなものと同じやうな振興法案の性格に考えられるのでありますが、私はそういうふうには受取つてはならないと思ふ。これはただ単なる一教科の振興といふものではなくして、日本の六・三制を完備しなければならぬといふ文教政策上の欠陥が図らずも僻地教育の破綻といふことになつて現われて来たと思ふ。

これは明らかに六・三制完備に對する文教政策の貧困から来たところの民衆の抗議に對するこれは一つの申訳的な法律で、誠にこういう法律が出たことは申訳のないことだといふ考へ方だと私は思つておる。この僻地教育振興に對して、大臣は六・三制の一環とお考へになつておられるのか、或いはそれを別個に取上げてこの陥没地帯を伸ばして行こうといふ方策をとつて行こうとなさるのか、これは誠に重大な根本問題でありますから、この際大臣にお尋ねしたい。

○国務大臣(大連茂雄君) 御指摘の通り、從來僻地における学校施設その他教育施設におきましては、非常に遺憾

な点が多々あつた。これは結局私の考へてありますが、一般に一律に、特に僻地といふものについて特別な扱いを比較的してなくて、一律な扱いをされております關係上、どうしてもこの僻地は、いわゆる離島或いは山村といふやうなことで、財政力が非常に弱いのでありますから一般の一律なみなことにしておくと、どうしてもそこは不行届にならざるを得ない。この僻地教育の振興法は、その点から見ても、僻地といふものに對して特別な考へを持つて、できるならばほかの地域について行ける程度のことをしたい、こういう考へ方でありまして、当り前の一律な原則に従へば、どうしてもそこはほかから遅れてしまふのですから、例えば從來教材費を配付する、或いは学校の教職員の数の配当におきましても、どうしても学生、生徒、児童の数によつてこれを割付けて行く、配付して行くといふことになるので、その点からだけでも僻地におきましては非常に不利になる。むしろ大都市のやうな、一つの学校に三千人も子供を容れてい

るといふところであれば、それに應じて教材費を割當てる、或いは先生を配當するといふことになれば、これは案外な経営ができるわけでありまして、三十五人とか四十人しかいないやうなところで、一学級編成しなければならぬといふやうなところにおきましては、児童数によつて経費を割當てては、これは立行かない。殊に僻地村自体が非常に財政的に弱いのでありますから、どうしても立遅れをするのは当り前であらうと思ひます。でありますからして、このへき地教育振興法といひますか、この法律を成立させて頂い

て、それを契機として、今後予算の面におきましても、この僻地に対しては特別な考慮をして、そうして何とかできるだけの地域に追いついて、少くともついて歩ける程度にいたしたい、こういうのが主眼であります。同時に又自治府あたりの交付税といいますが、平衡交付金等の財政計画の配当におきましても、従来のように、ただ理論的といいますが、五十人を一学級とし、それに対して何人配当するといふようなことになしに、やはり実際の学級数、そういうものに依じて財政計画を組み、又或いは基準需要で、とか、というようなものを算定して頂くように、折角自治府あたりとも相談をしておるわけでありまして。ただ何と申しまして、これは今お話になりましたように、六・三制というものが所期の効果を、目的を達するように、これが一番の目標であらうと思ひます。山村僻地においてはどうしてもこれはついて行けないのでありますから、ほかと比べて特別な、特色のあるものをやるということでない、やはり金銭的に六・三制というものが全国各地に亘つて所期の目的に一步でも進めて行く、教育の機会均等と申しますか、そういうことにいたしたいというのが主眼であります。これは先の特別国会におきましても、あれは衆参両院とも特別な決議があつたかと思ひます。実はさような点に鑑みまして、この二十九年度におきましては、ひとりにこれは学校教育というだけではない、僻地における一般の社会教育といふ点から、一般の文化教育の点からこれを総合的に、実はもつとはつきりした計画を進めて参りたいということ

で、折角計画をし、又所要の予算もこれによつて見積つて見たのでありますけれども、遺憾ながら私どもは希望することには非常に遠いような実情にならざるを得ない。衆議院において予算の修正がありまして、その際この点におきましては、お考えになつたかと思ひますが、当初の計上予算は極めて微々たるものであり、実はへき地教育振興法を出すといふことも予算裏付けがないのに、絵に描いた餅のようなものをただ出して、責任から言つても甚だ惭愧たる点があるわけで、この法律案を出すといふことについても、実は多少私実際躊躇をいたしたのであります。幸いこの乏しい予算の中で修正によつて、一億を増額修正をして頂くという折角の国会側における熱意もあつて、やはりその意味でへき地教育の振興法といふものを法律の形で出しまして、そうして今後僻地教育の振興のこの通り従来は僻地教育に対してやむを得ない点もあつたと思ひますけれども、又僻地自体がお話のように生活程度も非常に低いし、又財政的に団体としては勿論、その民衆としても非常に経済的に恵まれておらんという実情でありますから、学校教育の面だけでなしに、いろ／＼な面において取残されておる形でありまして。私も少くとも学校教育の面及び社会教育も含めてでありまして、教育の面においてこれを何とかはかの地域のことへついて歩けるようにしたいということ、増額の修正を頂きましたので、国会側の熱意を持つておられることも十分わかるのでありますから、それに呼応してこれを契機として、今後、今ま

では実は余り手をつけてないのであります。が、今後僻地教育の振興ということに努力する第一歩を踏み出す意味として、実は多少躊躇して参りました。このへき地教育振興法というものを提案をして、御審議を願つておるわけでありまして。要は今後に期待をかけておるわけでありまして。これは学校教育の面におきましては、六・三制を十分所期の効果を挙げるといふことが中心であります。併しこれは山間僻地でラジオもあつたりなかつたりでありまして、それから、そういう点についても今後十分できるだけの配慮をいたして参りたい、こう思つております。

○高田なほ子君 大臣の御親切な御答弁では、意図されておるところが了承されるわけでありまして。併し、顧みて六・三制の完備に當つて、大部分においてはやはり都市中心主義になつて来たやうです。つまり輿論の低いところの都市のほうが早く、戦災の復旧にしても、或いは天災の、自然の破壊にしても早く直るけれども、輿論のないところは常に放置されがちである。而も六・三制の中ではやはり今も申したやうに、六・三制としてこの僻地教育の振興といふことは取上げて行かなければならない、私は強くこれを主張する。大臣はやはりこれは特に取上げてやるんだ、こういうお気持は十分わかるんです。放り投げられておつたものをほかのものと同じ程度まで引上げるために特に手当をするのだ、こういうお気持は十分わかります。併しながら今後の日本の再軍備政策、MSA協定を受容した日本が今後軍事的な義務を負つて、来年度には更に陸軍、空軍、海軍に、三軍調整してこれを増強しなければならぬ義務を負つて来ましたから、当然日本の予算は相当にこの軍備のために費用を食わなければなりません。こうなつて参りますと、特に取上げられておるところの僻地教育振興といふものの予算はかなり圧迫されるではないか。六・三制の予算をこれは圧迫するといつても限界が私はあると思うのでありますから、むしろ弱いふらふら面では、六・三制の施設といふ中に入れて、これをふち込んで、そうして太い予算の中で、この軍備に押されて来る、それを六・三制の完備という太い力でこれを抑えて行かなければ、大臣の意図されるところの真実の意味の僻地教育振興といふものは私ではできないことになつて来るのではないかと、誠に悲観的なことを申すやうでありますけれども、大臣もどうぞ特にこの僻地には足を運ばれてあの山間に放置されている子供の一日を見てやつてもらいたい、便所に行つても紙を使うことを知らない、紙を使う代りに葉っぱを使う、学校でもそうである。昼飯に食べるものでない赤松の葉を嚙るに持つて来てこれを食べている、山葡萄を食べている、こういうような所の子供にせめて私は一つの夢を持たせてやりたい、それは美しい学校であり、充実したと言われなくとも、せめて授業に間に合うくらい施設であります。又視覚教育の充実であります。せめて昼には一碗の栄養のあるものを食べさせてやりたい、特に諸外国と違つて日本の特殊な地勢といふものは北から南に数多くの山脈が通つて

と六・三制の完備といふものは密接不可分の関連をするものである、ただ単にこれは僻地教育を振興させるというやうななまやさしい感覚の下でこれを解決することはできない。大臣はせめて早くこの法律ができた計画を立てて、その全貌を逐次完成の方向に持つて行きたいという意図を持つておられるやうであります。それはもうすでに時期遅きに失している。六・三制完備の当初からこの問題は取上げなければならぬ問題であつた。どうぞ幸いにして法案が出ましたのでありますから、我々に一日も早くその全貌を示し、その計画を示し、その計画の一環として予算化され、而もそれが六・三制完備といふ全体の力の上からこの法律が龍頭蛇尾に終ることなくして、置き忘れられた数多くの子供たちのために一つ。

この僻地教育振興をやつていく課はどこですか、文部省に課がございますね、この課は非常に貧弱です。一人か二人の人がいて道立ちになつてゐるやうですが、こんなことでは六・三制完備といふやうなことはできません。どうかこの僻地教育を振興させるためのいろ／＼な研究をし立案をするそのセクションの人員も殖やして、これを強力に推し進めて頂きますやうに、私は特にここに忘れてならないという私の意見を陳列して質問を終わります。

○荒木正三郎君 大臣は時間をせいでおられるやうでありますから、一、二お尋ねをしておきます。僻地教育の振興についてはいろ／＼考えなければならぬ点があると思ひますが、その中で僻地教育に対する理解を教育関係者が深めるということが私は大切なことで

ます。

○國務大臣(大達茂雄君) 今荒木さん
 僻地で教育に専心従事しておられるか
 たがたにもお会いしまして、如何に困
 難な事情の中にあつて教育愛に燃えて
 日々を努力しておられるかという場面
 に接しまして、非常に考えを新たにし
 ておるものであります。併し割合に
 教育関係者の間には理解が薄いので
 ないかというふうに考えるのです。そ
 の一つの例としては今年の春の人事異
 動におきまして、これは新聞等にも出
 ておりましたが、何かのしくじりがあ
 つてその教員を転任する場合に、懲罰
 というふうな意味を付して、そうして
 これを僻地に転任さす、こういう事例が
 報道されておりました。これは私は單
 に報道だけでなしに、私も教職にある
 ときにそういう事実を幾つも知つてお
 ります。で、教育関係者はそういう人
 事異動の機会を利用して、そして何ら
 かの落度があつたというふうな人に対
 して懲らしめのために僻地の地に異動
 する、こういう手を始終使つておるわ
 けです。これは私は考え方が根本的に
 間違つておると思うのです。こういう
 ことでは僻地教育の理解があるとか、
 愛情があるとかいうふうなことは言え
 ないと思うのです。こういうことが而
 も常識化と言つていいか、普通に行わ
 れている。こういうことはやはり教育
 委員会なり教育関係者を根本的に是正
 してかからなければならぬというふう
 うに思つておるわけなんです。私は僻
 地の教育に従事しておられるかたん
 が非常な御苦勞をなさつておられるこ
 とを知つておると同時に、教育関係
 者がこういう態度ではよくないといふ
 ふうに考へておるのですが、この点文
 部大臣の所見を伺つておきたいと思

は、この問題が最近はやかましく論じ
 られておりますし、それから又私も
 のほうにも地方の教育関係のかたん
 或いは又地方の団体の人々、そういう
 人が熱心にこの僻地教育の振興とい
 うことについてお話しされます。であ
 りますから、氣持をいたしましては僻地教
 育は振興しなければならぬ、観念的に
 はそういう考え方は非常に強まり高ま
 つておると思うのであります。ただ実
 際の人事をする場合に、おのずから僻
 地に、立派な先生に御苦勞してもら
 うということは考えられることである
 けれども、教職員の人々がどうもやは
 り人情として余り山の奥まで行きた
 くない。こういう希望しないというこ
 とがあると、自然実際の人事の場合に
 いうことは抽象的に観念としては頭
 に置いておつても、その人事異動の
 きやなんかは自然先生の希望する所
 へ、いい先生は希望する所へやる、こ
 ういう実際の作用が起るのではない
 か、こう思います。これはまあ人情
 で、或る程度やむを得ないことである
 と思ひますが、勿論これは極く理想
 な希望を言へば、先生がた自身が挺身
 僻地に行つて日本の義務教育の上にお
 ける欠陥となつておる僻地教育とい
 うものを、これは今のところは施設と
 かそういう点に、これは予算とか何と
 かいう関係から見ればそうなりますが、
 何といつても教育はその教育内容自体
 の問題でありますから、そういう先生
 がたが身を挺して進んで僻地にでも行
 かれるという氣持が教職員のかたん

の間にそういう真剣な氣持が作興する
 ということが一番望ましいことであ
 りますが、これは一種の理想論であ
 ります。ただ私は最近この僻地教育
 の振興ということが非常に熱心に言わ
 れておる点は、これは一般的にこれを何
 とかしなければならぬという氣持とし
 ては非常に高まつておると、こう思
 います。それで僻地の先生がたで、ま
 あ私がお目にかつた範囲で私の感じ
 を申しますと、これは非常に涙ぐまし
 いほど熱心に仕事をやつておられる、こ
 れは多数の先生がたでありますから、
 そうでない人も無論あります。あ
 りまして、これは私は人間とい
 うものは余りに都会におつていろ／＼な
 雑音が入つたり、それからいろ／＼な
 が散るようなことがあつたりする、そ
 れと比較して僻地におつて、もう自分
 の仕事以外、何も側からこれをとやか
 く言う者はないのですから、まじめな
 先生は、非常に真剣に教育をしてお
 られるという点には、これは明らか
 に看取するのであります。これは私にお
 目にかつた先生がたのうちには、さうい
 うことがありました。これはまあ自然に
 行くときには、多少面白くない氣持で
 行かれても、やはり環境といひます
 か、そういう父子供の突進に接せられ
 れば、優しい先生がたは又逆に、むき
 になつて教育に挺身されるという点
 がこれは人間でありますから、さうい
 うことは当然考えることであります。
 どうも余り面白くない先生だから僻地
 にやるといふことは、これは御指摘の
 通りであります。これは教育委員会
 においては、その教育委員或いは教育長の人

がどういふ氣持でやつておられるかとい
 うことは、これはまち／＼であらうと思
 います。が、なか／＼理想的な先生がた
 の間で希望しないものを、この先生は
 非常にいい先生だから僻地に持つて行
 くといふことは、実情はなか／＼でき
 ないことであらうと思ひますが、私の
 希望しておるところでは、僻地教育と
 いふものが本當に意義のある、やりが
 いのある、いわゆる昔流に言つて、神
 聖な仕事であるという点が、だん／＼
 と僻地教育の振興というその言葉によ
 つてだん／＼さういふ点が自覺せられ
 て、さうして一日も早く、僻地にお
 いては勿論都會地のような立派な学校、
 或いは立派な設備といふことは、僻地
 において望むといふことは、これはで
 きないことであると思ひます。ただ非
 常に真剣な、真面目な、而も静かな教
 育が、僻地において行われる、まあ夢
 のような話でありますけれども、本當
 の、素朴な民族の種といふものが、都
 会地よりも、むしろ僻地においてこそ
 起る、さういふことを私は、これは夢
 のようなことではあります。切に望ん
 でおるわけではあります。今のような
 点には、これは教育委員のかたんのほう
 におきまして、漸次これはさういふ
 点についても考慮して頂いておること
 と思ひます。又文部省としまして、
 これを直接人事なんか文部省がタツ
 チすることはできません。できません
 が、一般的にはさういふふうには、一
 般の氣分をさういふふうに向けて行く
 ということについては、今後とも努力し
 たいと思ひます。

○荒木正三郎君 この点は一つ十分理
 解を深めるように、私は御努力を願
 いたいと思ひます。特に僻地の教職にあ
 る人は、文化的にも経済的にも極めて
 恵まれない環境の中にあつて、非常な
 努力をしておられる、さういふ事情を
 考えるとき、私はさういふ面に対する
 一段と理解を深めて行くといふこと
 は、重要なことではないかと思ひます
 ので、更に御努力を願ひたいと思ひ
 ます。次に僻地の特色として、やはり、經
 済事情が非常に貧困である。文化的施
 設がないといふことと並んで、経済的
 に非常に貧困であるといふことであ
 る。これは私は根本的な問題である
 と思ひます。これは文部大臣に質問を
 したり、要請をしたりすることは困難で
 あるかも知れませんが、やはり僻地と
 いふことは、國土開發の面から、僻地
 における経済事情をよくして行くとい
 う、全般的な政策ですね、さういふ
 のが、やはり恒久的な問題としては考
 慮されなければならぬといふふう
 に考へます。これは非常にむずかしい
 ことです。さういふところにどうい
 う産業を興し、さういふふうに開
 発して行くかといふことは、口で言
 いては、なかなか實際はむずかしいといふこと
 はわかつております。併しこれは、絶
 えず研究され、検討されて、さうい
 う経済上の改善を図つて行くことにつ
 いては、一つ重要な問題があると思
 いますので、この際私の所見を申述
 べておくにとどめます。

次にこのへき地教育振興法案に對し
 ては、衆議院の文部委員会におきま
 しては附帯決議が出されております。が
 この附帯決議が、その内容を見ま
 しても、私も大いに希望する点が少
 ないのであります。併しこれは文部當局
 がどれだけの熱意と誠意を持つてこの
 附帯決議に關するといふ考へ方を持つて

おられるかどうかということが、やはり問題であろうと思います。これは来年度の予算において、予算措置を要すべき問題が主となっておりますが、この際この衆議院の文部委員会における附帯決議につきましては大臣の所見というものの、或いは決意といえますが、そういう点を伺って、私は文部大臣に対する質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(大達茂雄君) お話の、衆議院におきまして、一項から四項に亘る附帯決議が出されております。この殆んど大部分といえますが、その内容につきましては、実は私どももいたしまして、切に希望して、その実現を期りたいという事柄ばかりでありまして、これは実は済んでしまつておることを申上げて何れもありませんけれども、九億八千万円でしたか、実は僻地教育振興の経費として、その程度の、十億近い金を大蔵省に最後までお願いしておるわけです。これはかなり一定の計画的な内容で、できるだけ早く僻地教育をほか並みにして行きたいという内容のものであります。これは殆んど全部済んでしまつたのであります。

その計画の内容につきましては、ここに掲げてありますような、附帯決議に準げられております御要望の点に触れておつたわけでありまして、こういう決議を頂ければ、又御鞭撻なり、御協力というものによつて、今後ともこれらのものを内容とした僻地教育振興ということに努力して参りたいと、こう思つております。

○野本吉吉君 多年まじめな教育理解者、教育に熱意を持っておる人たちが声を挙げて叫んでおりました僻地教育の振興の問題が、今度政府によつて提

案されましたことは、私は日本の教育の歴史の上におきます画期的な事柄として喜び、且つ提案の誠意に對して敬意を表するものであります。そこで只今荒木さんが触れられたのであります。僻地の問題を考えますとき、私は単にこの法律に該当する僻地の問題だけではなく、僻地という觀念を拡張して行きますと、東京都から見ると群馬県は僻地である、群馬県から見ると鳥取県、或いは岩手県はなほ僻地である、都府県の経済力、或いはその他の力の相違から来る教育の偏差というものは日本の大きな政治の立場からやばり考へて行かなければならぬ、このことにつきましては、只今荒木さんからも触れられたのであります。が、将来の国政、なかつく文教行政を全般的に上から、特段の御注意と、御努力を煩わしたいということ、僻地教育の提案に対する感謝を表しますと同時に、将来に向つて特別な希望を申上げておきたいと思ひます。

次に僻地教育の具体的な問題であります。これは理想的な観点から見れば、いろいろと提案の内容その他につきましては希望すべき幾多の事項を持つておると思つておりますが、私はやはりこの振興の根本の問題は、物的な諸条件の整備ということも無論なくてはならぬことであると思つて、先ほど来お話のありました優秀な教員を招致すること、そして教員が僻地の教育に楽しみ且つ安住する生活条件を整えてやるということであらうと思ひます。私の知つておりますこれは過去の僻地の実情を想ひ起すのであります。が、二十四、五才青年盛りの若い者が、僻地の分校場の又分家で分室とい

う、こういうところに一人学校の宿直室に住つて、そして学年の違ふ大勢の子供を一手に引受けている。単にそれらの人たちは子供の世話をするだけでなしに、村の若い人たちの指導者であり、婦人会の指導者であり、まあ極端な例を申しますと、文字を書くことを非常に厭います僻地の人たちのために、出生届を書き、婚姻届を書いてやると、こういうのが本當の僻地における教員の生活の実相です。そういう人たちに情熱を傾けて僻地の教育に努力して頂きますためには、何と申しませんが、教員の生活諸条件を充足することを重点とするように考へなければならぬと思ひますので、待遇の問題その他各般の問題から、この点についてできるだけ心配をしてやることに、私は僻地教育の根本の問題であらうと思ひます。そして私も僻地に参つてこれらの人々を見ますと、いと、聖者のごとく、私は頭が下らざるを得ない。この聖者のような姿で、聖者のような境地で働いておる人々たちのために、この法案が眼を開いたわけでありまして、その気持が今後の具体的な施策の上に着々と具現されて行きますようにということを、これ又心から念願しておるわけでありまして、

そこで一つお伺ひしたいと思ひますが、この基準をどう考へになるか。この僻地の指定の如何は、現在やかましい問題になつておりましたところの地域給のような状態を又醸し出す虞れがあるのではないかと考へておられますが、僻地の指定についてはどう考へようとお考へてございまいしょうか。

○政府委員(福田清助君) このいわゆる僻地の指定と申しますものは、勤務手当という手当支給という関係において指定という形が現われるわけでありまして、これにつきましては、各都道府県で条例を以てその大綱を定めまして、それに基きまして具体的基準を教育委員会又は人事委員会に指定いたしておる、こういう順序になつております。これは地方公務員でございまして、国家公務員の例にならうわけでありまして、国家公務員につきましても、政府職員の特殊勤務手当の支給に關する政令というものがあつたので、又それに基いて定められました僻地所在官公署に勤務する特殊勤務手当支給規則というものがあつた。まあこれを基準乃至参考といたしまして、人事院が国家公務員についてきめておりました。これをまあ有力な参考として、先ほど申上げましたように、都道府県の条例で定められておる、こういうような状況でござい

ます。○野本吉吉君 只今の条件で定められて行かれますと、やはりいろいろと将来面倒な事情が起るのではないかと想像されるのですが、これらのことにつきまして十分御注意を煩わしたいという希望を申上げておきます。

もう一つ、これは大きな関係ではないと言われれば言われるかも知れませんが、離島振興法とこの法律との関係であります。離島振興法の第四條には、住民の福祉向上のための教育、厚生、文化に關する諸施設、この計画の適當であると認められたものに對しましては、資金の融通或いは斡旋をする、こういうことになつており

ますが、これと僻地教育との補助その他の関係は何か考へになつておられますか。

○政府委員(福田清助君) まあ離島に關する点につきましては、御指摘の法律とこの法律と二つ關係して參るわけでありまして、一般的には離島振興法が、この離島という僻地が置かれております財政経済上の不利をこの法律によつて匡救するという關係において、まあ一般法になつておつて、この法律は特に教育施設の充實或いは教育諸条件の改善というような点につきまして、この法律自体がきめておる個々の補助、援助、助成というような点が特別法の關係になつて適用されると、私どもはこう考へております。

○野本吉吉君 そこで私は、この離島振興法のほうで教育に關するいろいろの施策に對して資金の斡旋融通等をしてやるからこちらでこれでよいのだというふうな、そういう氣持で考へられては困るということで実は申上げておるわけなんです。そういう心配はありませんか。

○政府委員(福田清助君) この法律で規定しておりますことを実施することにつきまして離島振興法が妨げになるというふうな解釈は私どもはないと考へております。

○高橋達男君 私ども特に義務教育は地方の教育委員会が対処されるものだと考へておるのであります。今回の法案には、市町村の義務、或いは府県の義務とすることになつておりまして、教育委員会の關係が全然出ておらないのであります。これはどういう關係でございまいしょうか。

○政府委員(福田清助君) いわゆる地方公共団体が財政負担をいたしまするとか、おの／＼地方公共団体の主体としての点がきめてあるわけでありまして、教育に關する事務を行います場合の行政機関は、御承知のようにそれぞれ都道府県教育委員会、或いは地方教育委員会でございますが、その点は取上げないわけでありまして、その点は行政機関としては教育委員会法に定められております機関が活動すると、こういう解釈でございます。

○高橋道男君 その予算の關係があることは勿論了解できるのであります。この法案におきまして、教員の研修ということが第三条に掲げられておるのでありますが、同一のことが教育委員会の職務権限のところに出ておるのですが、そういう点、僻地の關係のものは市町村が直接にやるのだと、それ以外のものは教育委員会がやるのだというふうな、そういう見解の相違というふうなことは起らないのであります。

○政府委員(福田清助君) いわゆる研修は、その任免権者の義務として国或いは地方公共団体なべて規定されておるの一般でございますが、そのうち特別の關係におきましてこの僻地教育振興という点におきましては特別法が規定しておるのだと思ふのでありまして、従いまして、僻地におきます特殊の研修というふうな点につきましては、この法律の適用を考えればよろしいのではないかと思います。

○高橋道男君 その点、どうも僻地という点になりますれば、一般の教育委員会と違つて、僻地の市町村、市は或いはないかも知れませんが、

○政府委員(福田清助君) この点も、この法律の書き方といたしまして、事業主体であります都道府県という点を表面に表わしてあるわけでありまして、都道府県がこの事業を行います場合は、行政機関としての都道府県教育委員会が事業に當るわけでありまして、この僻地勤務教員の養成施設も都道府県教育委員会が計画し予算をとつて実施する、こういう關係に立つわけでございます。

○加賀山之雄君 今の問題ですが、市町村と教育委員会とが非常にうまく行つてゐる場合は問題はないと思ひますが、場合によつて教育委員会と市町村並びに教育庁、そこらの關係がしつくりしてゐないというふうな場合もあり得ると思ふのであります。その場合この法律に教育委員会の職務権限について全然触れてないといふことが、どうもそういう場合に工合の悪いようなことが起るしなにか、僻地の教育のこととはもう市町村が直接やるのだというふうな印象を与えていないかといふ、これは全く杞憂かも知れませんが、感じがするものであります。この法律に一つも教育委員の名前すら出て来ないといふことは、どうも少し奇妙な感じを抱くのではないかと感じをいたしますが、もう一度。

○政府委員(福田清助君) 御尤もな御話であります。私もその解釈として、市町村乃至は府県という地方公共団体の行政機関につきましては、公立学校關係においては都道府県教育委員会或いは市町村教育委員会が行政機関になる、私立学校或いはそのほか一般行政につきましては知事或いは市町村長が行政機関である、教育委員会法によつてそこでもう振分けられておりますから、地方公共団体の主体をつかまへまして「都道府県は」或いは「市町村は」と申しました場合に、事それ自身が教育に關します場合に、おきましては教育委員会が行政機関になるというところは、私もどしどしは自明の理だと思つております。法律の技術といたしましては、或る場合には補助金を受入れるという主体が出て参りますし、或る場合には能動的に或る事業を行うという主体をつかまへる、一書き分けしないで、その主体たる地方公共団体を書くのが簡便であるといふ考えを持つてやつたのであります。教育委員会法がありまして、私どももこの法律をいましては、その辺解釈の紛糾はないと考えております。

○高田なほ子君 大臣がもうお帰りだと思つて、あとで事務當局のかたに伺ひおいてなるようですか、大臣がもう少し大事な点だけでもう一点伺ひたいと思ひます。言葉が過ぎるかも知れませんが、この法律は實際問題として僻地の最も劣悪な条件のところを救済しない、甚だこれは言葉が過ぎるかも知れませんが、その教員の待遇等についてはよろしいのですが、学校の施設とか、或いは折角文部當局として考えられましては学校集會室を建てるといふようなこと、これはいづれも二分の一を補助し或いは三分の一を補助するといふ補助金制度がとられてゐるわけですか。でありますから、非常に貧困な僻地、今までも追ひ抜かれておつた僻地は、呼び水を出してもらつても呼び水にする元がない、こういうものは折角のへき地振興法を出しながらも、その点を受けることができなくなつて来る。實際には学校集會室のようなものも喉から手の出るほど欲しいけれどもどうすることもできないというふうな、本當の意味の僻地の落こほれというものを今後どういうふうにして困が救つて行くかという問題であります。これはゆるがせにできない問題だと思ひます。これは老朽危険校舎の場合についても、必要に迫られておつてもなお且つこの要求がでないといふことは、すでに大臣も御承知の通りであります。それにも増して、この農村山間の貧困な僻地における教育施設といふものはどうしても完備の方法に至らない。これに對してどういふふうな手を今後お打ちになつて行くかといふことを伺ひたい。

それから續いて、これと關連してあることですが、補助金制度に關する返還の規定は、これは當然あるわけでございます。いましやうが、この第七条には五つの項目を設けて、補助金が適正に運営されるという規定が設けられてあります。これはまあ一応尤もだと思ひわけでありまして、僻地における補助金の制度についてはよほどこれを緩和して行かなければならぬのではないかと。私は、補助金の適正な運営と共に、その運営が厳に過ぎるために所期の目的を達し得ないというふうな弊害に陥ることがありはしないか、こういうことを非常にまあ心配しておるわけでありまして、補助金返還の法の精神を大臣からこの際はつきりおつしやつて頂きたい。なぜ私がこういうことを申しますかといふと、第七条の第三項に、「補助に係る施設を、正當な理

由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けないで処分したとき。」「こういう条項がある。「補助に係る施設」、即ち学校集会所のような場合に、「正当な理由がない」といいますが、正当な理由というものがいずれそのうち細かくきまつて行くのではないかと思います。「補助の目的以外の目的に使用し」というこのところが、今後日本の再軍備政策が強行されて参りますと、学校の施設がいろいろなそれに反対するような立場の者に使われると、この法文が適用されて、今後この途が断たれて行くというような例を作ると私は恐れる。でありますから、補助金返還の精神というものをこの際大臣にはつきり明示しておいて貰いたほうが、お互いに安心ができてと思う。法の精神を曲げないで済むと思いますから、今申上げた二点について成るべく詳細に話を願いたいと思う。

○國務大臣(大達茂雄君) これはまあお話の通り、非常に貧乏村といえますが、補助金をもらつても、そのあとの金の出るところがないというところ、これはこれはあり得るわけでありまして、ただそういう場合に、これを所期の目的を達するために特別の融資をするとか或いは全額を国で負担するといふような方法以外はない。ただそこまで行きますと、補助金のことであり、やはり市町村自治団体として独自の団体生活をしておるものでありますから、その国のほうで皆見るといふことは有り得ないことではないと思ひますけれども、一応の筋としては補助金でありますから、やはり一定の限度にとめておく。これは一般に貧乏町村といふものが戦前もそうでありました

が、戦後におきましては一般に経済水準が非常に低下した関係もあつて貧乏町村が非常に殖えて、最小限度の町村の事務の運営にも事欠くということがあるのではないかと、私を私ども考へております。御承知の町村合併促進といふこともやはりその点から地方の自治団体として自立することができない、現状のままでは経済、財政水準が非常に低下しておるといふことが主たる理由であると私は思つております。それは交通が発達したとか何とかいうことはありますが、それが主たる理由である。御承知のように以前は町村合併は郷土観とか郷土意識といふもので簡単に進められたもので、これをやることは非常に難中の難であつたのだ、つまり町村合併促進に関する法律ができて、これが昔のことを考へるとまるで夢のような違い方です。昨日もそういう説明が自治庁のほうからありましたが、予期された以上に非常に急速にこの町村合併がどん／＼行われたといふことは、その元になつておるものはどうしてもこの町村の財政力の低下といふことが一番大きな原因になつておる。つまり隣の村と自分の村という郷土意識といふものを、それを顧る余地がなくなつて、とにかく合併しなければ持たないといふことが一番大きな原因であらうと思ひます。これはひとり学校の問題だけではないのでありまして、いろいろ／＼な点で自治団体としての最小限度の仕事をするにも事欠くといふことになつて、そういう関係があつてこの町村合併が非常に促進されておると思ふのです。そこまで自治団体といふものが、この僻地の学校といふものは御承知の通り学校の先生の住宅と、それから学校の教室を併せたやうなことでやつておるといふことが多く、聞いておられますが、建物としても大して大きな建物ではないのでありますから、そういうものすら全然できないといふほど町村が極度に財政的に疲弊してしまつたといふことであれば、これは別途やはりこれに對しては先ほど荒木さんからお話がありましたけれども、全般的に僻地に於ける経済水準といふものが非常に低いといふことは、これはすべての問題の元でありますから、これは事実な／＼、前から例へば農山漁村の振興といふやうなことは昔から叫ばれ、又随分政府としては努力して来てもな／＼、これは経済的な必須の、そういう条件がありますから、努力しなければならぬといふのが、これもな／＼思ふやうに行かない。離島振興法といふものもできておる、そういうすべての力を併せて行かなければ、ただこれを全額国庫負担にしてといふことは、それができれば結構ですが、これを一遍にそこまでするだけでは、これを一掃にすることが現状から言つてちよつとほかとの釣合ひもとれませぬ、これはできるだけの金の許す範囲で少しでも多くの学校、少しでも多くの災害地といふふに、これは欲を出しては何ですが、考へておるものでありますから、やつて見まして、どうしてもいけないといふことであればそのときに考へなければならぬと思ひますが、現在の計画としましては一応その程度でとにかく実行に移してみたい、こゝういふふに考へておるわけでありませぬ。

それからその次の補助による施設を

正当な理由なくしてほかの目的に使用し、つまり学校として、或いは教員住宅としての施設に補助したにもかかわらず、それを全く別のものに使つてしまつた、これはどうもそういうことで補助金を使つては困りますが、どうしてこれは返して貰ふといふのが当然であります。併しそういうことが頻繁に起るといふことを考へておるわけではないのですが、今のうちに僻地山村におきましては、あらゆる面に於いて非常に財政的に逼迫してありますから、だから折角文部省のほうでは学校の施設のほうに使つてもらつても出てしまつても、現地ではやはり苦しまぎれにはかに使つていふやうなことは、そう大して悪い意味じやなくても、そういうことはあり得ますから、私たちの立場としてはそういうことにならぬといふようにこの予防的な意味で、この補助金についてはこういう規定が必要と考へて入れておいたものであります。それ以上大して深い意味はありませぬ。そんな例が幾つも出て来ると思つておられます、ただ折角補助をするのだから、苦しまぎれにはかに使われても困るという氣持から出していただけであります。

○高田なほ子君 僻地の指定の問題であります、先ほど福田局長からの、野本委員の御質問に對して、教育委員会の定めるところによる云々という御答弁があつた。ところが實際問題として、バスの停留所から何町とか何とかがいふところがあるのですが、私は詳しくはわかりませんが、ところが青森でも岩手にも、バスの停留所から何町といふことになる、もう熊が

とここにバスの停留所がある。そこから何町なんといふことになる、これは僻地には入らない。實際の僻地でも情勢そのものがそういうことになつてゐるのです。我々平地にゐるものの常識では、バスの停留所から何町行つたところが僻地だ、これが常識ですが、實際僻地に行つてみると、熊の出るところがバスの停留所になつてゐる。それです、そこから何町といふことになると、ここに学校があつても、それは僻地にならない。こゝういふやうな机上の空論みたいなやうな条文を作製しておいて、僻地学校といふことを指定することになつたら、これは大問題です。特にこれは東北地方、或いは日本アルプスの屋根の下にある僻地においては、大問題であると思ひます。でありますから、ここに指定されたところの僻地学校といふものの基準といふものは、私は相当考へて行かなければならぬ。机上の空論であつてはならない。實際の意味の僻地でなければならぬ。こゝういふやうにとらなければならぬと思ひますが、この点について大臣の御所見を承つておきたい。

○政府委員(大達茂雄君) これは政府委員からお答えいたしたほうが正確であります、大体国の公務員については基準といふものができてゐるわけですが、それを一応基準として条例によつてきめておるといふことになるわけでありまして、それは必ずしもその通りにしなければならぬといふことではないのであります、それ／＼の地方地方の事情に応じて適切な、こゝういふ今のお話のないようにしたいと思ひます。その点につきましてはこゝらのほうが適當にその氣持を地方に説明をし

て流すとか、そういう点については十分配慮して実情に合うように公布して参りたい、こう思っております。

○高田なほ子君 とにかく法律は取締りの方面には拡大解釈をします。けれども保護の面になると縮小解釈されるのが今の日本の法律解釈の常套であると思ひますが、殊に教育に關する限りにおいては、なにかづく僻地指定においては実情と調わないのです、實際。このことについては今の大臣の御発言は将来に非常に大きな影響を持つものと考えられますので、どうぞその点をお互いに確認して、實際にこの法律が生ずるように私は主張します。

もう一つ、最後に伺つておかなければならないことは、振興教育研究協議会、こういうのがありますが、これは性格が私わかりません。文部省の外郭団体であるのか、又その構成はどうなっているのか。今度補助金が幾ら取られましたか、予算化されましたか、福田さん幾らでした。

○政府委員(福田清助君) 只今の御指摘の、何か地方の団体につきましては、私も直接何も関与いたしておりません。先ほど申し上げましたのは、文部省自身におきまして主催いたしました研究集会、これは国の予算の下におきまして地方の關係の先生にお集まり頂いて、現場のいろ／＼な問題を持寄つて御研究願う、これはあるわけでありまして、別に補助金はないわけでありまして。

○高田なほ子君 それは幾らでしたか。

○政府委員(福田清助君) 只今の予算は二十五万二千円でございまして。

○高田なほ子君 これは一年間で

ね。

○政府委員(福田清助君) さようでございます。年一回限りでございます。○高田なほ子君 折角のあれですが、年一回で二十五万というのは、誠にこれはどうも余りに情ない金額ですが、これはどうなんですか、もうちよつとこれを殖やすとか、又はこの研究協議会の運営というものを法律的に文部省のほうで考えになるというふうな計画はありませんか。

○政府委員(福田清助君) これは文部省自身が主催いたすわけなのでございまして。或いは御質疑になつておりますものとの私の申上げてゐるのは、これは失礼ながら食い違つてゐるかも知れませんが、何かそこに団体がありまして、補助するといふ点につきましては、今課長からも聞きまして、こちらではわからないのであります。私どものほうの計画は、今の金でいたしまして、一会場四日間十班に分れて、十地区において研究討議して記録を作つて参る、こういう計画でござい

○高田なほ子君 一会場四日間、それは文部省が主催をする。それが振興教育研究協議会というものでございまして、さつきあなたの御説明になりました。

○政府委員(福田清助君) 私どものほうは僻地教育振興協議会と、こういう名前前で呼んでおります。

○高田なほ子君 この協議会は大変福田さんは軽くお答えになつてゐるが、私は軽くお答えにならない。なぜかという、今後の僻地学校の指定とか、補助の対象といふもののアウトラインといふものはこういうところで作られる。まあ

作れないとおつしやればいいんです、が、そういう重要なプランを立てる基礎になるものだから、この協議会にはどういふメンバーが参加しておられるのか、あとで資料として私は頂戴したい。

○政府委員(福田清助君) これは全くそういうものではないのでございまして、私言葉が足りないかつたのでございまして、これは教育内容の協議会でございます。純然たる専門の協議会でございます。まあ僻地にいらつしやいます先生なり或いはそれに關与いたします都道府県教育委員会の指導主事とか、そういう専門家が集まりまして僻地においてはこういう単級複式のカリキュラムを組むとか、或いはどういふ特殊の教材を作るとか、そういう点につきましてむしろ現場におつていろいろ悩み、或いは御計画になつておられる御意見を現場から持寄つて頂きまして、それをお互いに意見を交換して、その記録を作つてその記録を印刷する、これだけでございまして。

○高田なほ子君 それではお伺いしますが、学校の教員住宅が二百二十戸、それから校舎の集会所が二百戸ぐらゐできるようですが、こういうようなものは補助金制度でありますから、やはり限られた予算の中で限られたものしか作つて行けないでしょう。こうなつて来ると運動がうまく行つたところに多く行く傾向があるのです。こういうことがあつては悪いんですけれども、そういうことがないためにこれを運営し按分する、配分する、そういう機

○政府委員(福田清助君) これは六・三建築の補助なんかを扱つておりますのと全く同じ恰好におきまして、文部省におきましては管理局の施設部におきまして都道府県教育委員会から御申請になりまして資料につきまして配分をする、こういうことになつておるわけでございます。

○高田なほ子君 管理局で取扱う。併し先ほど福田さんも又大臣もはつきりおつしやつてゐることは、目標としてはこの僻地の実体というものの資料がないといふのです、今、ないのに管理局がどうしてこの限られた予算、限られた計画で適正な配分ができるのですか。私はそういうところを疑問に思

う。即ち運動が極めて活潑に行われたところ、こういう結構な法律の恩恵が浴され、運動もできない貧困な僻地の振興をしなればならぬといふところが置き忘れられて行くといふところは、やはり心配せざるを得ないわけですね。実体のないところにどうしてこういうものが配分されますか。その配分の仕方、決してこれは意地悪く聞いてゐるのではないわけですから、どうぞどういふ方法でやられて行くのかといふことを納得の行くようにお知らせを願ひたい。それでなければ極く僻地に

○政府委員(福田清助君) 御尤もな御心配でございます。まあどういふ地方が僻地であるかといふ点につきましては、今日只今の問題といたしましては、僻地に關します特別勤務手当を支給してあります市町村がまあいわけの僻地と私も考えておりますから、先ほどお答え申し上げましたあの数の市町村につきまして、これは都道府県教育委員会を経由いたしまして、今度予算をいたしまして坪当り単価二万七千七百円の基準を以て二分の一補助の予算で、こういう集会所を新たに建築せられたい向きについては補助する。従つてその半分につきましては財政の用意があるとか、或いは又この集会所でありますから、なるべく利用度の多い、又利用計画の優れたものが必要でありますから、総合利用の計画としても内容を見、或いは又地理的關係その他におきまして利用の可能性等を見まして、これは書面によつて審査いたしまして決定することになると思ひます。で、それにつきましては中央におきまして地方々々のいろ／＼細部の点まで或いはわかりかねる点もあるかと思ひますけれども、普通の場合、六・三建築等におきまして、經由いたします地方庁におきましていろいろ順位を附する意見等を附するといふようなことを私も重要な参考にいたしておりますので、この点につきましてもそういう地方の意見といふものを参考にいたしまして決定いたしましたならば、お話のように非常に乱雑に或いは運動によつてきまるといふような弊害も防止せられるのじやないかと思ひますが、まあ要は御趣旨のよう

に、適正に配分せられんといふことが

ありますと由々しい問題であります。

これは初めてのことでありますので、私どももいたしましては、これは初めて分配いたしますまでにつきましては、只今の御注意を篤と体しまして関係局ともよく相談いたしまして、遺憾なきを期したいと思っております。

○高田なほ子君 それについてのプランは、大体できておるのじやないのですか、どこにやるかということについてのプランは。

○政府委員(福田清助君) まだ各地方に照会するに至っていないのでございす。照会いたしまして参りましてから配分いたします。

○高田なほ子君 それはいつ頃になりますか。

○政府委員(福田清助君) もう近いことだと考えます。

○高田なほ子君 何月頃になりますか。何月頃にならぬと実施されますか。

○政府委員(福田清助君) この法律が御決定になりましたら、関係法令が出まして、それから第一期の予算配当をもらいましてからでございますから、先ず六月に入りましてからだと思います。

○須藤五郎君 私ちよつと遅れましたので、質問がダブるかも知れませんが、お許し願いたいと思ひますがこの予算措置というものは金額どのくらいされておるのですか。

○政府委員(福田清助君) 一つは先ほど来申し上げております集会所に対します補助金、これは二分の一補助といたしまして、国において一億を計上いたしております。それから特殊勤務手当でございます。これはまあ半額負担でありまして、地方の支出が一億五千二百九十六万二千円、その半額とし

て七千六百四十八万一千円、それからその次はこの僻地教員宿舎の建築費の補助でございます。これは一千万円でございます。それからあとは大変小さいのでございますが、先ほどお話の僻地教育研究協議会これが二十五万二千円、それから各種の手引、参考資料を作成いたしますのが六十三万円、それから僻地教育研究指定校二十一校分が八十六万五千円、それから僻地勤務教員養成に關する経費、これは地方の経費の半額を負担いたしまして、半額として四百二十一万六千円でございます。以上でございます。

○須藤五郎君 ここに出てゐる数はこれは文部省でもはつきり認めた数だろと思うのですが、僻地学校として学校の数が七千校ほどあるわけなんです、これは文部省で認めてゐる数なんではないか。

○政府委員(福田清助君) これは實際において僻地勤務手当を出すといううな点において地方が指定いたしたものを文部省が数えあげたものでございす。

○須藤五郎君 そうするとこれは大体一校当たり幾らぐらいの金になるのですか、非常に少額だと思ふのですが、そのくらの額の僻地教育の法案を作る目的を果は達することができるとは、どうですか。どういふふうに考えておりますか。

○政府委員(福田清助君) 今計算いたしておりますけれども、先ほどお答えいたしましたのでございすが、我々としてはこれは僻地振興について一歩を踏み出し、又將來の基礎をここに形造るというところの、全くの初年度の計画程度だと考えております。これを以

て決して十分とは考えない、先般参議院の御決議もあり、衆議院の御決議もありますから、鞭撻を受けまして十分の上とも努力いたしたいと存じております。

○須藤五郎君 第三条の第三号に、「体育、音楽等の学校教育」の施設という問題が出ていますね。ここで音楽と問題を出しては、全員の学校でピアノなりオルガンを持つてゐる学校の数というものは、聞いていますか、あなたは。

○政府委員(福田清助君) 只今まで資料がないのでございす。できるだけ早い機会に調査を完了したいと思ひます。

○須藤五郎君 そうするとここに体育と音楽というようなことを特に取上げてゐることはどういふことを意味するのですか。

○政府委員(福田清助君) これはいわゆる屋体に相当するような考えも一部にはあるわけでございます。とにかく分教場を作りまして、或いはいろいろ一般教室を作るのも勿論急務でございますけれども、僻地におきましてはできるだけこういう共同利用の施設、これを實際調べてみますと非常に少いので、音楽にも使ひ、或いは体育にも使ひ或いは講堂にも使ひ、或いは社会教育の公民館的、図書館的にも利用せられる相当な大きな建物を作つて

共通に利用されればという考えでもつてやつております。そのうちに音楽的な利用室も考えたわけでございます。

○須藤五郎君 一度その楽器を所有しているかどうかというのを調べられるものならば調べてみておいて欲しいと思うのです。折角部屋ができて、

そこへピアノなりオルガンなりを置く、そのピアノ、オルガンは非常に高いからこれだけのことでいいか、今の予算ではとても措置ができない、私は音楽の点だけでもそういうふうな考へるわけなんです、一度調べておいてわかつたら私に参考までに知らして頂きたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 本年度の計画として調べておるようでございすから、わかりましたら申上げます。

○荒木正三郎君 それでは事務当局に對する質問を二、三いたしたいと思ひます。先ほどから質問の中に出ておりました、僻地の指定の問題です。これは現在僻地指定をされてゐる学校以外に実情から考へて相当数まだ指定をすべき学校があると思ふ。私どもの手許に來ておる全国僻地教育研究連盟、これは皆さんの手許にも渡つておりますが、そのほかに小学校において約三千校、それから中学校において五百校、これは実情から考へまして僻地指定を要すべき学校であるというふうに述べられておるわけなんです。ところが僻地指定は市町村の自治体が行うわけでありますから、市町村の自治体としては財政上の理由からその負担に堪へないということで指定をしないという場合があると思ひます。こういう場合の救済方法があるかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 只今お話のようにこの限られた、現在指定を受けております以外にも単級学校あり複式学校あり、教育の機会均等という見地からいたしまして、この僻地教育振興の諸施設を更に拡張しなければならぬ地区が相当あることは私どもとして

も考へておるわけでございます。またこの法律ができましたことを契機といたしまして、各地方当局ともよく考へを合せて、だん／＼この機会均等を擴張して参りたいと思つておりますけれども、只今のお話のように、救済方法があるかという点につきましては、遺憾ながら私どももいたしまして直ちに適用するような救済方法はないと思ひます。これはまあだ／＼と地方の財政、平衡交付金の問題その他一般の行政、財政の問題等と関連しながら、こうした特殊の取扱を受ける地域を拡大して参る以外には方法はないのじやないかと思ひます。

○荒木正三郎君 それからその次の問題は、僻地手当の増額の問題です。これは衆議院の文部委員会における決議の中にも第二項にあるわけでありまして、先ほどの説明によると、今年度は僻地手当は三分の一増額したという説明がありました。併し從來の僻地手当については久しきに亘つて据置かれた、たしか私の記憶では僻地手当は一番低い所で百五十円、それが今回増額を見て大体百八、九十円になつたのじやないかと思ひます。このうちで三分の一増額というところがかなり増額されたのじやないかというふうな気持もするわけですが、絶対数が非常に少い、これと比較することはどうかと思われま

すが、勤務地手当ですね、これは漸次ベース・アップされて二千六百円ベース當時に比べては、たしか五倍にはなつております。併し僻地手当のほうは百五十円が大体変わらない、水準は変らない、これでは私は三分の一とか倍とか、こういう数字では到底いけない、これを四倍にするとか五倍にするとか

か、そういう増額をしないと五年も六年も前のあの水準がそのまま大体維持されているということでは、僻地手当というものは名目に終つて、こういう点から来年度においては予算措置において相当な増額をする必要があると私は考えておるのですが、文部省の見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 僻地手当は昨年一級地百八十円が本年度は二百四十円になり、五級地九百円が千二百円になる程度でありまして、大よそ三分の一がた増額にとどまつたわけでありまして、私どももいたしましては、非常にこれは満足すべき状況ではないのでありまして、明年度におきましては只今お話のように是非とも適正額まで増額して頂きたいと考えております。十分努力したいと考えております。

○荒木正三郎君 それから法案の中に第四條第二項「都道府県は、必要に応じて、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない。」この教員の養成に対する責任は私は国が負つておると思つて、この僻地教員の養成について、これを都道府県の任務としておるのは一体どういう理由なんだでしょうか。

○政府委員(福田清助君) 教員の養成が国に義務があるというお話でございしますが、これは現行法上別に法律はないと思つております。むしろ現行法から申しますれば、国家公務員も地方公務員も任命権者が研修をやる或いは必要な養成をやるという解釈もそこから出て来るのじやないかと思つております。併し実情をいたしまして義務教育諸学校の教員というものは国が国立大学においてその大半を養成しておる、

併しこれも国のみがやるという精神ではないのでありまして、地方とも御相談しながら各種の養成再教育は国及び地方と協力して行つておるようなわけでありまして、この僻地の教員養成につきましても半額を国が持つという形におきまして地方と国が協力して行つておる一つの例だと思つております。我々もいたしましてはともかく現在の十一カ所、これでは十分でないのではありません。又養成数も十分と思つておりませんので、これは地方とも更に御相談いたしながら箇所も増やし、国庫負担額も増額したいと考えてございします。

○荒木正三郎君 いや、私の尋ねてゐるのは、或るほど現在の教職員の養成は国立に限つたことではないわけでありまして、ですから、国が責任を持つておるというのは実情からいって私が言つたことでありまして、こゝは僻地教員の養成については都道府県の任務としておるというふうに限定しないで、国が相当責任を持つたらどうかという意味で私は質問しておるわけなんです。

○政府委員(福田清助君) 例へば北海道あたりにおきましては現在二級教員の養成、二年課程の増員というものを毎年いたしておりまして、二百人、百五十人という程度にやつております。これが若しいわゆる二年課程でありまして大学の課程として置きやすいのございします。実際問題として、ただ差当りこれは仮免許状を目的としての養成でありまして、一年課程でありますので、むしろこれは大学外において大学が協力するほうが恰好がいひので、こういうことになつてゐるのが実

情でございします。ただ今御審議を願つております免許法の改正では、或る程度経過いたしますと、もうこれは仮免がなくなるのでありますから、二年課程の二級免許状授与の養成施設にこれに変わるわけでありまして、そうなりますと、これは大学の施設としてもこれは置き替へ得るかとも思ひますけれども、併しやはり地理的關係もございします。如何にも大学におきましては余り分校を作りたくないのございまして、国が又大学以外の各種学校といふものを持つこともこれは又いろいろな關係において例を開くこともはばかれますから、いろいろ研究問題でございします。国が力を抜かないで、十分

力を入れるというふうな点について、御題目のようになつてゐるかと思ひます。どういふ形になるかといふことは、地方々々の状況に応じて或いは大学とし或いは大学以外にするか、これは研究したいと思つております。

○荒木正三郎君 その次の問題として、これは高山委員からも質問があつたのですが僻地における学童の体位が低いといふことです。これは十分な資料がないといふことであります。私どもこれは統計的な資料に基く意見ではありませんが、僻地における学童の体位は一般に低い、これは大きな問題だと考えておるわけでありまして、この体位の低いのをどうして引上げるといふことは、これは非常にむづかしい問題であると思つてゐます。併しこゝで文部省でなし得る問題としては、やはり学校給食の問題があるんじゃないかといふふうに考えるわけなんです。こういう点で僻地における学校給食の問題に

ついて一つ検討する必要があるんじゃないかと私は思つてゐるのですが、そういう点で文部省の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 先ほど高山委員からも御指摘がございましたことではあります。今日まで文部省といたしましては、調査も又それに対します施策も十分でないことを誠に遺憾に存じております。我々もいたしましては僻地における医療の十分でないといふような点或いは経済上のいろいろな問題その他で先生或いは生徒児童にも健康上の問題が十分にあることはこれは大問題だと考えておりますので、今後十分その点努力したいと思つております。

○荒木正三郎君 それでは要望だけを申上げて質問を終わります。私はこの法案を忠実に実施するといふことになるならば、概算して国費が大抵二十億程度必要になるのじやないかと思つてゐます。本年度は二億足らずの予算しか計上されておらないわけなんです。従つてこれは相當の努力を文部当局にしてみたらわなければならぬといふことになるのじやないか、そういう意味で、来年度の予算については十分な財源が来年度一つ予算を獲得するように努力してもらいたいといふことを要望して終ります。

○須藤五郎君 国庫の負担が施設のはうは二分の一です。私は大体僻地を見ると、僻地は非常に困難な財政状態だと思つてゐます。それで半額国庫負担したからといつてこの施設ができるようには考えられないのですが、そういう場合に政府はどういうふうにするつもりなんです。半額負担しなければ全然放置するといふことなんですか。ど

ういうふうに考えますか。

○政府委員(福田清助君) お話のように現在申請を待つて半額負担をやる、そういう關係だと只今御指摘のように申請にも及び得ない財政状況のものどうするかといふ問題、これは一般に六・三につきまして一般の教育關係の国の補助が半額乃至三分の一負担という建前でありまして、今日こういう状況でございしますが、あとは我々から考えますれば、これは一般に僻地といふものの財政匡救といふものを国が全面的に何か助成を講じて頂く、そうして教育については一般策によるということが普通の行き方だと思つてゐるんですが、まあそういう点につきましては単に教育の關係だけでは匡救できない僻地の条件があるかと思ひます。一般行政問題として政府内部力を合せてこの解決を図るべきだと考えております。

○須藤五郎君 そうするとその措置ができるまでは放置するといふことになつて、この法の精神と非常に相反する結果が私は生れて来ると思つてございしますが、文部省としてそれに対する責任をどういふふうに出置して行こうとするのですか。

○政府委員(福田清助君) 先ほどもお話に出ました離島振興法とこの法律との噴合ひ等におきましては、離島振興法が一般の財源の供給に當つてこの特殊の問題をこの法律が當ることになる、離島ばかりでなく他の僻地におきましても今の離島振興法のようなものが拡張されることが一番私どもとしては筋が通るのではないかと考えております。差当りどうするかといふお尋ねであります。本年度の予算及び只今

まで成立しております法律によりましては、これしかできないのじやないかと考えられるのであります。

○須藤五郎君 私はこの法案をずっと読みまして誠に結構だと思つたのですが、反対すべき筋合いの法案ではない、私も賛成したいと思ひましたが、政府の作つた法案は皆そういうところか大きな抜け穴がある、策みたいなもので、そうして肝心のところでそれがちんとやるところがないわけです。

ですから、いつも法案を作りながら目的を達しない、目的を達しないような法案を作つて人をたぶらかすような感じがして私は仕方がない、そういうわけで、あなたたちは非常に結構な法案と考へられるけれども、それにすぐ賛成だと言つて賛成しきれない面が出て来るのを甚だ私たちは遺憾だと思ひます。私たちが若し法案を作るならば、先ずそれを解決してから作るのです。そこに非常に手ぬかりがある。財政措置をはつきりして、僻地のそういう財政困難な所は国の力ででもそれをやるといふ方針を立てないで、おいて、こういうことをやるのは私たちは非常に不満の点があるわけです。ですから文章で読んだことと實際を考えた場合は遺憾だと思ふ。それに対しては今手の施しようがないということですね。

○政府委員(福田清助君) 御尤もの点でございまして、関係省庁と十分協議いたしまして、将来にかけて十分遺憾ない対策を練りたいと思つております。

○委員長(川村松助君) 本案に対して御質疑ございませぬか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないことを認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○相馬助治君 本法案に対して本委員会の理事会は慎重に考慮した結果、修正の意見もあつたのでありますが、その精神を盛り込んで各委員全員の御賛同を得て次の決議案を附したいという議が出たのでございします。私が代表してこの決議案を讀んで各位の御賛同を賜りたいと思ひます。

へき地教育振興法案に関する決議案
本委員会は、へき地教育振興法案について、次の附帯決議を附して賛成する。

一、政府は、へき地における教育の實情を精確に調査把握すると共に、中央教育審議会等の適切な機関に諮問し、へき地教育に対する総合的恒久的振興策を樹立すること。

二、政府は、へき地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当の増額その他必要な優遇措置を、可及的速かに実施し得るよう努力すること。

三、政府は、教育効果の向上を図るために、へき地の小規模学校を本校に統合する際は、その本校施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、政府は、市町村がへき地における学校健康管理の適正な実施のための学校給食、巡回診療を行い、児童及び生徒の通学を容易にするため事業を行うときは、必要な国庫補助をなし得るよう努力すること。

五、政府は、へき地における教育の特殊事情並びにへき地学校の所在する地方公共団体の財政事情にかんがみ、集会所の建設のみならず、へき地の事情に即応するように、校舎寄宿舎の施設、設備についても、速かにその内容を整備するため、特別な基準を設け、且つ国庫補助、起債等についても特別な措置を講ずること。

六、政府は、へき地における学校が教育課程として実地見学を行う場合、児童・生徒の負担する費用について、その一部を国が負担し得るよう考慮すること。

以上は本委員会において附さんとする附帯決議の全文であります。本院に回付されております衆議院回付案にも衆議院の附帯決議がついております。この附帯決議を参考に供して特に本委員会においては生徒、児童に対する優遇措置を明確ならしめた点が一点、第二点は衆議院の附帯決議においてはその意図が必ずしも明確でないと思はれる点がありますので、それを救済する意味の文章上の考慮、この二点を加へまして以上読み上げた附帯決議を附さんとするものであります。何とぞこの点を御了解下さいまして、この附帯決議に賛同給らんことをお願いいたします。

なお社会党第二控室といたしまして

は、只今読み上げました附帯決議を附して、本法案は必ずしも完全なものではないのであります。今後政府当局の善処を期待いたしまして賛成の意思を表明いたします。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を始めて下さい。

○須藤五郎君 文字の上においてはこの法案に対して私は別に反対をする意思を持つていなかったものであります。が、併しこの法案の裏付けであるところの予算の面において非常に私は遺憾な点があると思ふのです。というのは今防衛費に対して国民一人当たり頭割り三千円の防衛費を使つてゐる政府が、このへき地教育、こういう重要な問題に対してはこれだけの金しか出せないというその精神が私は気に入らん。今文部当局は、こういうことは国の政治の中で解決しなければ解決できない問題であるという答弁であります。が、今日の政治の方向を見ておるならば、いつになつてそれが解決されるか、こういうことは百年河清を待つということだと私は思ふのであります。ですから、私先ほど申しましたように、貧困な僻地教育に対して二分の一の国庫が負担するといつても、それはいつまでたつてもなか／＼実績の上らない結果を來たすと思ふのです。これはやはり金額国庫負担して、こういう僻地の教育を振興するならば金額国庫負担でやるという決意を持つような政府にならなければこの問題は解決しないと思ひますので、私はこういうような、いわゆる羊頭狗の法案が、たとえ表面に現

われた文章が如何に美しかろうとも、この裏に流れておる精神が私は間違つておると思ひますので賛成することはできません。反対をいたします。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を起して下さい。

多数意見者署名

山縣 勝見 相馬 助治
荒木正三郎 高田なほ子
長谷部ひろ 野本 品吉
松原 一彦 中川 幸平
木村 守江 吉田 萬次
高橋 道男 加賀山之雄
飯本 幸弘

○委員長(川村松助君) 二時半まで休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後三時十五分開会

○委員長(川村松助君) 只今から再開いたします。

文化財保護法の一部を改正する法律案を議題にいたします。五月十八日に本法案の提案理由の説明を聴取いたしております。質疑は本日が初めてでございます。総括、逐条一括して質疑して頂きたいと存じます。

○相馬助治君 質疑に入る前に私質したいと思うのですが、この法律案は財政措置を相当考慮しなくちやならないので、国の財政規模ということとを抜きにしては審議でき得ない面もあると思うので、私は委員会を通じて大蔵大臣の出席を要求しておいたのですが、それはどのようなふうになっておるのでしようか。

○委員長(川村松助君) 午前はどうしても都合がつかなかったもので、午後何とか都合をつけてくれと申込んでおるそうですから、今迎えを出しておるところでございます。

では御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○須藤五郎君 この法案は余り分量が多いので、まだ一々よく読んでいない

のでありますが、この管理団体の性質であります。ここには地方公共団体その他の法人を管理団体に指定するということになっておりますが、実際こういう規定だけで適者を得ることができるといふに考えていられつしやるのですか、どうでしょうか。

○政府委員(森田孝君) 管理団体はまた今度初めてでありますので、重要文化財の管理団体としては、適当な団体があつた場合にはその管理団体、ない場合には地方公共団体と考えております。併しながら従来の史跡名勝天然記念物につきましては、すでに管理団体の制度ができております。この場合におきましては殆んど全部地方公共団体が管理団体になつておるわけでありま

す。ただ予想せられ得る重要文化財の管理団体につきましては、同様先ず我々としては地方公共団体を第一的に考えておりますが、諸般の事情で地方公共団体が適当でない、或いは又地方公共団体が同意をしなかつたような場合におきましては、他の適当なる法人を管理団体として選びたいと考えておるわけでありま

○須藤五郎君 これには個人というものが一つ……管理団体でありますから、こういうような選び方をしたのかもわかりませんが、管理団体に個人の参加、そういうことは一向に考えていられつしやらないのでしょうか。この文化財のこういう管理をして行くには、やはりその道の玄人といひますか、知識、造詣の深い個人が参加するといふことが必要じゃないでしょうか。その点はどうかうふうにお考えですか。

○政府委員(森田孝君) 管理団体を指定する場合におきましては、只今仰せられましたが、この管理団体の性質の管理団体を選びたいと思つております。○須藤五郎君 ではその管理団体にそういう適当な人がない場合には、どういふふうにならざるべきですか。

○政府委員(森田孝君) そういうような場合におきましては、国及び地方公共団体において十分にやり指導、助言を与えて行く以外には方法はないだらうと考へますが、併しながら全然理解のない人ばかりの法人を管理団体に選ぶといふことは我々としては予想をいたしておらないのであります。

○須藤五郎君 あなたたちが予定している公共団体の中にそういう適者がないという場合は、どういふふうな方法をとられますか。

○政府委員(森田孝君) 現在地方公共団体におきましては全部現行の法律に基きまして、文化財についての専門職員を各地方公共団体は全部置いておりますから、そういう文化財の担当の主任も置いておるわけでありま

すので、市町村は別であります。市町村につきましても、重要な市町村は全部そういうようなものは置いております。府県におきましては置いてない県は現在はないわけでありま

○相馬助治君 只今議題になつて居る法律を通過してみますと、今般改正しようとする政府の意図というものは、過去の文化財保護行政の実績に鑑みて、必要な問題を最小限度に改正をして、その法の施行を適切ならしめたいといふ意図が現れておるといふ意味合いにおきましては、この法律の持つ修正点そのものについては、私は別にさし

て問題を発見し得ないのです。ただこの改正に関連して問題になることは、文化財保護法というのは明らかに保護法なのであつて、国の財政措置といふもの、地方公共団体の財政措置といふもので、これがどういふふうになるかといふことで問題はきまつてしまつて、こういうふうになつておるわけだ。そこで第一に伺いたいことは、今度作る管理者、管理委員会、そういうものに対して一つのこの法律が通つたあとにおいては、どのような構成でどのような指導をして行くかということが具体的に事務局等においては考慮されてゐるのですか、それらについて委員長から、又必要においては事務局をして代りに答弁せしめても差支ありませんが、承つておきたいと思ふので、それだけ一つ。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の御質問でございますが、我々といひましたは随分国家管理の必要を感じておるものなどもござい

暴風なんというようにときには、これは室内にまで雨の粒が入つて来るのじやないかというのを感したと、それから塀を見て不心得者を守るといふような防備態勢といふものは何一つできていない。いわゆる邪な考えなものがあつたならば、と古美術を外に持ち出すことが可能であるといふような状態におかれてゐる。この驚きが第二の驚きであつたわけだ。そこで私はこれは是非とも国の財政状況といふものの苦しいことは知つておるけれども、悔を残してからでなく、今においてやはりこういう問題は国家管理に委ねるべきが至当である、こういう信念めいた氣持を以て唐招提寺を辞したのであるが、私はそういう氣持を持つて今の問題を委員長に尋ねておるのであります。

○松原一彦君 相馬氏のお尋ねに關連して私も承つておきたいのは、今度の中に重要民俗資料の公開というのがあります、又政府提案の理由を讀みましても、民俗資料の保護というのをば非常に重きをおいておられるのであります、この民俗資料はどうして一堂に集めて散逸しないようにして、相馬氏の言われる通りに、一面においては適宜に保護し、一面においてはこれをば民族の歴史的發展を知る材料として公開する必要があると思ふ。いわゆる民俗博物館、これが日本にはないのでございまして、かねて我々は非常に遺憾に感じておつたのであります、たゞ民間に篤志者があつて、渋沢さんとかその他いろいろの人があつて小規模のコレクションはやつておいでになる。それも今では保管すべき場所がないために大変危険な状態

に置かれておるといふことを聞いております。値の高いものならば個人が思惑から言つても珍蔵してこれが破損のないように保護せられますでしようが、いわゆる民俗資料となると、げても等に属するやうな、市場に出しても大した価値のないものが多いのじやないかと思ふのです。そういうものは今のうちに集めて保護し、且つこれを適当に展覧するようにしたい。多分相馬氏の言われるのもその点にあるのじやないかと思ふのですが、これはすでに計画をお持ちではないかと思ふのであります。お持ちでありますならばこの際一応計画の要点をお話願つて審議の資料にいたしたいと思ひます。

○相馬助治君 補足しておきますが、実は民俗資料については私も尋ねたいことがあつたのですが、私の質問は重要美術に對して今日管理の行届いていないものに対する今般の文化財保護委員会が採らんとする処置、この問題について出たことを今私は一つの問題として出されたことと材料は一致してないのですが、その問題も非常に重要だと思ひますので、第二段の問題として民俗資料のことも一つお答え願えればいいと思ふのです。私が言つたのは重要美術についての管理の問題を指摘しておるのであります。

○松原一彦君 唐招提寺を例に引かれてはありますが、唐招提寺に保管せられておるのは必ずしも美術ばかりでなく、持つておられた当時の文化を表わすものがある、これは御承知の通りであります。それは重要美術でないけれども、その当時の生活を表わす生活文化

の資料として保存しなくちやならん点においては価値は同じだと私は思ふのです、美術ばかりじやなくして、そういう意味で、相馬氏の要求の中には同様のものが含まれておると思ひますから、関連してお尋ねしたわけでありまゝ。それは相馬氏の言われるやうなものは博物館にも保護する途があるでしょう。併し我々の言う燈火の遷遷とか或いは廢物の遷遷とかいつたやうなものは博物館などでは取合つてくれないのです。どうしてもこれは民俗生活資料の収集する場所がなくなつてしまふ。そういう意味におきましてまあ関連して構想があらになりまゝならお聞きしたい、こういうわけでありまゝ。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今相馬さんからの御質問でございしましたが、例にとられましたのが唐招提寺でございします。委員会に属します者、我々も唐招提寺を見まして、実に何と申しますか傷心に堪へなかつた次第でございまして、これは私どもが聞くところによりまして、これは私どもが聞くところによりまして、住職が他を兼ねておりますやうなために十分唐招提寺の管理のために力を尽すことができない。で、これを國家管理にする必要が先ずありはしないか。我々の間に一番先に話に上りましたのは唐招提寺であつたのでございします。併しなからこれはまあ一つ唐招提寺のみに止まら

ませんで、次いで少くも私の感じましたのは海龍王寺でございしました。これは全く無任の状態に置かれておりまして、どこで管理しておるかとか聞きますと、併しなから管理するといふことになつておりますが、西大寺も苦しいので管理の任に當ることがで

きないといふので、近いといふことで法華寺が管理することになつておるといふことでございしました、併しその法華寺も管理のために余力を尽してないやうに思ひました。まあこういう例がかなりございします、かくのことときものは國家管理に移さなければならんのではないか、こういうふうなことを考えたのでございします、これを國家管理に移します場合には所有者そのほかの者に對しまして十分な考慮を払わなければならんのであります、我々重要な文化財は國家管理にしなければならんものであるといふことを実は理想とはいはしておるのでございします、これに向つて幾分なりとも接近したいと思ひますので、直ちにかくのことときものを全部國家管理に移すといふことは非常な困難が伴うのであります、又考慮しなればならん点が多々あると考えましたので、先ほどお答えいたしましたように大藏當局とも交渉をいたしました、今回はこの改正案に記しましたやうな点にとどめた次第でございします。

それから松原さんからの御質問でございしました民俗資料博物館、これを設けます必要は我々かねて痛感しておるところでございまして、これは重要文化財などと違ひまして、一点々々の価格といふものの極めて少いものであります、その所有者もとなくこれを等閑に附しがちのものでございまして、失われぬ危険は一層大であります。そして又一点々々見ましたところでは大した価値もないのであります、併しなからこれがたたくさんに集りますことによりまして非常な価値がそこに生じて来るのでございまして、

いろ／＼こういう貴重な資料になりましますものを所有しておる人たちがあちらこちらにあるのでございします、併しなからこれを密附したいと思ひましても國家に適當な博物館がない、民俗資料博物館と稱しますものがないといふことのために、これを差控えております。そうして今日のような情勢になつて参りますといふと、その貴重な収集もとかく損傷をされがちでございします、我々といはしましては一日も早くかくのことときものを収めまします民俗資料博物館とも名付くべきものを建設いたしました、ややとすれば散逸するとか損傷する虞れがありますものを収容いたしたいと考えております。先ほどお名前を出した渋沢敬三氏などの集められましたところのもの、こういうものができまするならば喜んで寄贈をせられることと存じております。又我々の委員会におきましては、委員の中の一人でありまします矢代幸雄氏が欧米を廻つて帰られまして、やはりこの民俗資料博物館建設の必要を痛感せられ、次いで森田局長がやはり欧米を廻りまして同様の感を抱いて参りまして、ぜひこれを實行に移したい、こう存じまして、まず最初準備費をいたしまして予算に組み入れてもらいたいと考えたのでございします、これらのものは割られるしまゝ、いま暫らくその準備のための行動をすら差控へなければならんといふことに相成りまして、誠に遺憾に堪へないところでございします、余り経費をかけません限りにおきまして今年も又この博物館建設への途を進んで参りたいと考えておる次第でございします。

○須藤五郎君 お尋ねしますが、文化財保護委員会の仕事として歌舞伎の記録映画をとられているように伺っているものであります。私は歌舞伎の映画をとることはいいことだと思いが、今地方をずっと旅行しますと、昔からのいい民族舞踊というものがたくさん残されていると思うのです。特に熊本それから東北地方にはすばらしい踊りがたくさんあると思うのです。ああいうものこそ今のうちに早く記録することを考え、又それを保存することを考えておかないと、歌舞伎が滅亡する以前にそういうものはなくなってしまうのじゃないかと私は心配して、いいました。私のよく知っている人ですが、音楽を採録をしてずっと一冊の本に作つてやられておりますが、踊りそのものはそういうことがなされていらないと思ひますので、そういうことをあなたの方で考えていらつしやるかどうか、そうして又なさつていらつしやることがあるならば、それをまず参考まで伺つておきたいと思ひます。音楽の方は町田君が音楽の方は採録しておりますけれども、踊りのほうの記録がないんじゃないかと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の御質問に御尤もでございます。この各地方の芸能につきましても丁度お話のありましたと同様なことを我々も感じておりますのでございまして、この点におきましても予算の許しする限り余りたくさんはとれないのであります。が、一年に大よそ三本くらいはとつて参れるのではないかと存じております。それで最も優れたものであり、

でも、ほうほうの地方の音楽と舞踊をそこで公演して非常に盛んにやつておる、そういうことを見て参つたのであります。日本はそういう点が非常に稀薄だと思ひます。今の日本の文化運動としまして、ですからあなたのほうで、まあ年に一回くらい青年会館で民族舞踊の会などやつていらつしやるように思ひますが、あれをもつともつと私は盛んにする必要がある。それから中央で一回やるだけでなしに、全国的に各ブロックでそのブロックの持つておる民族舞踊なり、民族音楽なりをやはり保存する意味で奨励して、それで大会を持つ、地方的な大会を持つて関心を高める必要があるのではないかと、そういうように私考えておるんですが、そういうことが今日一向なされておらないと思ひます。その点に關する高橋さんの御意見は如何でございませうか。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の点では、決してこの文化財保護委員会ではこの方面の保護を怠つておるわけではございませんが、この無形文化財の中におきましても、この方面の保護に相当困難を感じておるのであります。専門審議委員として依頼いたしました人たちの中にもこの方面の権威者と認められます者を得ることがなかなか困難でございます。いろいろ選考に選考を重ねました後におきまして、只今若干名が専門審議委員として選ばれておるのでございます。が、決してこの点十分とは申されませんが、どうぞ一つ各地方における保存に値するような民族舞踊なり或いは民族音楽なりがございするならば委員会にお知らせを願ひたいと存じます。

す。我々といましては早速調査に着手いたしました。保存すべきものであるならば、できる限りこれを保存して参りたいと存じております。それから年に一度だけこの郷土芸能の大会を開いておられますが、これは文部省の芸術祭と共同で主催いたしております。そのほか丁度今月から始まつておるのであります。国際演劇月と称しますものがございします。これは文部省とは直接関係はないのでございしますが、このITIと申します団体を中心になりましてユネスコの協力を得てやつております。本年からはこの郷土芸能がやはりこれに加わつております。それからして青年の芸能のようなものも加わつておまして、各地におきまして相当華やかにこれが演ぜられておることと存じております。また報告は聞いておりますが、こういうようなものと協力いたしまするならば、幾分成果を擧げて行くのに役立ちはないかとひそかに考えております。

○須藤五郎君 私のお願ひしたいのは保存ということだけでとどまらないで、もう少し民族文化を推し進めるような方向に一つ働いて頂けないものか、そういうことなんです。保存だけでどまつては私は消極的なことで、保存は勿論必要ですが、それよりも一つ育成する形に行つて頂きたいというのを私意見として申上げておる。それで私は昨年ですか、或る新聞で見まして、琉球の踊りの名手が日本に、東京におつて、そして琉球舞踊では生活ができないので、どこかダンスホールとか何かの計算係が何かになつた。ところがその生活が余りに汚いので厭になつて又出た。そうして生活困難をしておるといふような話を何か新聞紙上で私見たことがあります。それで高橋さんもその道の専門家ですから、琉球舞踊については御造詣の深いかただと思ひますが、私ども琉球舞踊を大変好きです。以前から見て来ておるのであります。それでやはりあれも無形文化財として保護に値するものな価値のあるものと私は確信するものなんです。というのは非常に日本の舞踊と違つた特色を持つておると思うのです。日本の舞踊には音楽で言つと、三拍子の踊りというものは少いのですが、琉球の舞踊にはいわゆるワルツ的な三分の四の、三拍子の踊りなどもたくさんあります。それから日本の舞踊は大體歌詞を附つておる点が大部分だと思ひますが、琉球舞踊は音楽を附つておる。そういう点で非常に日本のいゝゆる舞踊と違つた要素がたくさんあると思ひます。そうしてむしろ私はこれから國際的に申しますならば、日本の長唄や清元の踊りよりも琉球の音楽のようなああいう形式の踊りのほうが國際的には理解されやすい。日本の舞踊として理解する点が非常に早いのではないかと、いふに私は考えておりますので、琉球舞踊は私は非常に高く評価しておる一員なんです。それで是非琉球舞踊を重要無形文化財の中に採入れて、あれをもつと奨励し保存するようにあなたのほうで考え願ひないかということが一点です。それから私は桂離宮の立派さを非常に稱揚するのですが、私は昨年家族を連れて実は見物に行つたことがある。ところがその見物の手続きが非常に困

難なんです。うるさいのです。京都御所の中にある宮内庁の出張所のあるところへ行つて言つて、その社会的地位とかいろいろ、そういうことを第一に尋ねられる。それから会社員が参観しようと思つて、会社の資本金が第一何千万円以上の会社の社員でないと見せないという条件になつて来ると、その後に参観できな

うでございまして、何年か前に文部省の芸術祭の受賞を決定いたしました審査委員会において、その価値が認められなかつたということのために、或る審査員から琉球舞踊のよさはここに集まりになりました審査員諸君には到底おわかりにならないだろうというような言葉を聞かされたことなどもございまして、その後に参観しても我々常に考えてはおるのでございまして、まだこれが具体化されるに至つておりませんことを甚だ遺憾といたします。

年たちがあれを見れば、実に感銘深いものがあるだろうと、私も非常に感銘を得て参観しましたが、そういう点のなにより一つあれをもつと手軽に国民一般が参観のできるような方向に一つ持つて行つて頂きたいと思うのです。而もその京都御所の出張所が非常にやかましいことを言つて、私もそうかと思つて行つたところが、現場へ行くとどこかお茶の先生が何か知らないような様子の人がいる。その道のボスが入りなさい、入りなさいというようにことで見せておりました、どうもそこらに了解の行かないものを見て参つたのです。ですから、その点も考慮なさつて、日本の青年たちがあの昔からの文化に氣楽に安易に接することができないように、この点も一応高橋さんが大いに力を入れて考へて頂きたいと思うのです。

それから桂離宮に参りましたも全く御同感でございまして、併しこれを保存という点から申しますと、やはり或る種類の制限は付せなければならぬというところは考えますのでありますが、併しそれが今お話のございましたような特殊の人たちには参観の途が開かれておるとか、階級的な差別がここに付けられておるとかいうようなことを、前から私ももつと耳にいたしますもので、甚だ遺憾と考へております。何分宮内庁の所管に属しておるのであります、宮内庁の諸君とお話合ふ機会などにこれまでも一、二度さうなことを私も申した記憶がございしますのであります、今日のところは、ただ宮内庁と話合ふということ以外に途がないように存じますので、今後又機会を得ましたならば、こういうような点を宮内庁の諸君とよく話合つて見たいと存じております。

○政府委員(高橋誠一郎君) 全く御同感でございまして、琉球の舞踊は私も子供の時から好んでございまして、参りますことに見ております。まだ一般の人たちはあの琉球舞踊の価値を本

○須藤五郎君 それからもう一つ私はあなたの御尽力をお願いしたい点があるのですが、ずっと私は戦争中にです、ね、私は三重県の生まれなんです。宇治山田が非常にまあ何といひますか、

町の繁栄のためにいろいろなことを考へた。私に何か意見がないかというお尋ねがありましたとき、私は伊勢の大神宮の中にあるあの雅楽です。雅楽と舞踊を折角年に百万、二百万という子供たちがこゝへ来るのだから、夜山田には何にも見るものがない、つまらん遊びしか覚えて帰らんのだから、来るときに伊勢の大神宮の雅楽を私は公開して日本の昔からの舞踊を、踊りと音楽を聞かしたらいのではありませんか。そういうことを私は意見を述べたことがあるのです。ところがその当時は大神宮の雅楽というものはなか／＼門外不出で、そういうことができないのだという意見でそのままになつたのです。が、昨年あたりから宮内庁のこの雅楽が僅かの期間ですが、一般に公開されて、私もそれを昨年ですが、一昨年で参観したわけなんです、非常に素晴らしいものだと思つて、非常に参観したいわけなんです、非常

に、やはり特定の人の限られておるといふ点に非常に私は大きな不満を持つのです。ですから、折角ああいう良いものですから、もつと一般に鑑賞させる機会というものを一つ考える必要があるのじゃないか、そういうように私は考へるのです。その点に参りましては高橋さんの一つ御尽力を私はお願いしておきたいと思つております。

○政府委員(高橋誠一郎君) 宮内庁の雅楽でございまして、これも一再ならず宮内庁の係の人たちと話し合つたのでありますが、これは宮内庁のほうでもやはり公開ということにこれから努力するということが頻りに申しておられて、昨年でございまして、一昨年でございまして、この芸術祭からは、これが参加することに相成つております。併しなからあらでは何か費用がございまして、何という役の人でございまして、雅楽のほうの係をやつておられますその主任者が、みずから自腹を切りまして、弁当代そのほかを出しておる。それにもかかわらず、文部省はこれに参りまして何らの感謝も捧げていないというふうな非難などを受けたことを記憶いたしておるのでございまして、文化財保護委員会といたしまして、宮内庁の諸君と協力いたしまして、たゞ一回の芸術祭のみならず、広く一般にこれを鑑賞いたします機会の手をえられますように力をいたしたいと存じております。

いかに存じます、専門審議会そのほかの意向を確かめません今日におきましては、まだ確答は申上げかねるのでございまして、その方向に向つて努力いたしてはおりますのでござい

○須藤五郎君 私がこういうことを申上げますのは、私はやはり今日の敗戦後の日本人が、余りに民族的な自信を失ひ過ぎてゐるというふうには私は考へてゐるわけなんです。それでやはり民族的な文化を通じて、私たちは私たちの民族が、立派な民族だということ

それからこの条文であります、何といひますか、補足説明の中に、森田さんの説明の中に、無形文化財の選定には、その無形文化財の価値以外の判断が加わつてゐたのであります、この条項があるのですが、この条項は私には判断ができませんので、どういふことを意味しているのか。

○政府委員(森田孝君) 只今の現行法の六十七条、六十八条が無形文化財の条文であります、その六十七条によ

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の現行法の六十七条、六十八条が無形文化財の

○政府委員(森田孝君) 只今の現行法の六十七条、六十八条が無形文化財の

いたしまして、その顧問といたしまして、京都博物館長の神田喜一郎氏、それから文化財保護委員会の事務局の次長をしております岡田孝平氏、両氏が出席いたされまして、いろいろ折衝いたしたのでございますが、こちらの要求いたしますことで結局認められるに至らなかったところのものがございまして、この点も甚だ遺憾といたしておりますが、とにかくこの条約に加入いたしましたということによりまして、国際的に或る程度までは日本の文化財を保護するのに役立つことと存じます。手紙を以ちまして報告は受けておりますが、やがてこの二十六日に帰ることになっておつたのでございまして、会議が延期になりましたがため、そのほかの理由によりまして、いま暫らく帰ることを延期しなければならぬと、こういう手紙を昨日受取つておりますので、帰りましたならば又この点につきましていろいろ詳細の報告を受けることと存じます。

○高田なほ子君 文化財を武力から守るといふ、こうした条約に対して、日本の文化財保護委員会がそれに日本の政府を通して参加し得ると、こういうような形になっておるのですか、任意に今回は出席したのでございませうか。

○政府委員(森田孝君) この件につきましては、すでに一九五〇年だったと思いますが、ちよつとる覚えでありますので、間違つておるかも知れませんが、ユネスコの主催で加盟各国の専門家による起草委員会が開かれました。そこで文化財のほうからは、文化財の建造物課長が政府代表として出席いたしましたのであります。そこで起草いたしました、その条約案につきま

て加盟各国に意見を求め、その意見によつて若干修正したものが今回の条約案の原案になつておるわけでありませう。そうして、これは勿論日本政府の代表として、日本政府が参加をいたしておるのであります。去る十四日に一応会議は終了いたしました。歐洲各国は調印を済ませたのであります。が、本年末までに調印すれば加盟国になり得るというので、日本におきましては原案を持帰つて審議した上で調印するということになっております。なお、大きい国ではソヴィエトとアメリカとイギリスが年末までに調印をするというので、この会議で調印はしなかつたのであります。以上御報告申し上げます。

○高田なほ子君 この法律の中に、史跡、名勝、天然記念物にして原状変更をしたものに對する原状回復命令の制度が設けられております。私はこの際これを非常に重要視しておることは、今度MSAの協定を受容されました、そのしたMSA協定の第八条の中に明記されておる日本の負う軍事的な義務、日本の負わなければならない軍事的な義務を履行するために、防衛二法案が国内法として今審議されておる。この防衛二法案の中で、防衛出動時におけるいろいろの諸規定が設けられております。この中で特にここでお尋ねをしなければならぬのは、第百三条の中に、自衛隊が非常時に出勤しなければならぬような場合に、病院、診療所、こつたつたような施設、それから土地、家屋、それから物資の生産、集荷、販売、配給、保管、いろいろのものが先ず優先的にこれを提供して行かなければならぬことがここに書いて

あるわけなんです。こういうふうになつて参りますと、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限つていろいろのことが出来る。その地域内に、天然記念物、史跡、名勝、そういうようなものが存置された場合に、そしてそれが活動のために破壊された場合、この法律は誰に對してどういう責任を負わせて来るのか、私はそういう点をここでつくりと伺つておきたいと思つております。

○政府委員(森田孝君) 只今の御質問の、実は私は防衛法案については全然知りませんのでよくわかりませんが、現在は、現在の駐留軍との関係については、行政委員会を通じて文化財についてはこれを尊重するような協定が目下結ばれようといつておられます。それからなお自衛隊につきましては、先ほど申し上げましたように、武力紛争時におけるところの文化財保護に関する条約というものは、一口で言いますと、文化財を赤十字と殆んど同様の取扱ひをするという条約でありまして、この条約を結ぶ限りにおきまして、軍事基地或いは軍事の演習その他軍事行動に關して、日本自身においても国全体としてこれを守つて行くという義務を負わされるわけでありませう。なお現在におきましては、各關係の地区長官と十分その点につきましては、その都度連絡をいたしておる程度であります。が、近き将来においてこの条約に日本が加盟することになれば、なお法律的にその点が確保されることになるだろうと考えております。

○高田なほ子君 私はこの問題は、現在只今はさしての心配はないかと思ひますけれども、併しこの防衛隊の法律とこの法律とは不可分の關係を私は持つて来る非常に重要な点ではないかと思ふのですが、日米間における軍事基地として必要なもの、地域として必要なもの、そのものの中に我が国として重要な史跡、名勝、天然記念物、こつたつたようなものがあつた場合に、日米間における協定でそれが保護せられると、こつたつたお話を伺ひます。その協定はどのくらいまで一体話が進んでゐるものか、どのくらい本氣にそれが考えられてゐるものか、私はやはりその本氣の度合いをもう少し伺つておきたい。なぜなら、人を信じないといふことはよくないことであります。勿論國際的な話合ひを信じないといふことはよくないことであります。が、人間の心に戦争というやうな氣持が少しでも芽生えてゐる限りは、文化を愛し、史跡、名勝、紀念物を本當に保護しようといふ、そういう本當に平和な國家を築き上げて行くとするやうな精神が、往々にして蹂躪される虞れがあるのです。そういうことを心配するわけなんです。でありますから、その協定の話合ひがどのくらい進んで一体進んでおりますものか、その点を重ねて承つておきたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) その点につきましては、外務当局が中心で具体的に進んで、その都度我々のほうの意見も徴し、又我々のほうの希望を聞いてその會議に臨んでおまして、我々折衝の當面には當つておらないわけでありませうので、現在の段階は申し上げられないのであります。併しながら、只今までの報告では、大体我々の希望するやうな線にまで話合ひがついて来たやうに聞いております。なお現在までの段階において、駐留軍によつて文化財が破壊されたといふことは、具体的に未だ起つておらないわけでありませう。

○高田なほ子君 わかりました。駐留軍の場合にはわかりましたが、今度は駐留軍ではなくて自衛隊ですから、日本の今後は自衛隊の場合ですが、自衛隊の場合には、電波法の適用を除外したり、漁業の操業、漁獲の禁止をしたり、それから船舶職員法の適用除外をしたり、労働組合法の適用除外をしたり、麻薬取締法の適用除外をしたり、道路運送法の適用除外をしたり、ありとあらゆるものが適用除外されるオールマイティを持つておるのです。この自衛隊法案というものはですね。こつたつた法案が通つたときには、やはり文化財保護委員会としては、この法案と日本の文化財というものをどういふ形において保護して行くかということについては、よほど肚を絞めておかひにならないければならぬ、こつたつたことを強く私は御要望申し上げます。先ほどのお話のように文化財を赤十字同様に取扱ひしようといふお話がありましたけれども、まだそのことだけでは私は非常に心配でございませう。この点について特に高橋委員長のお發言をお願ひして、しつかり肚をきめて今後の責任をお果し願ひするようにお願いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の御注意、誠に有難うございました。我々注意いたしますのは、極力この文化財を守りまするために肚をきめてからならなければならぬと存じております。

これまでの問題になりましたところのものは、やはり電源開発、産業開発、こういうようなことと文化財保護の衝突がござります。それから又この軍事基地につきましても問題がござりましたのでありますが、これはアメリカ軍との関係でございましたが、これは幸いにして、こちらが強く出ましたためであつたかどうかは存じませんが、であります。これは九州の都井岬とか申しますところに日本の馬がおるのであります。これが保護の対象となつておつたのであります。レーダー基地を設けますというところの繁殖にほど差支えを生ずるというようなことでござりましたので、強く交渉をいたしましたところが、到頭このレーダーの基地を他に移すというようにことに相成りまして、先ず一安心いたしました次第でござりますが、やはりこういうような問題が起りましたときには、お言葉通り腹をしつかりいたしまして、十分文化財の保護のために努力いたしたいと覚悟いたしております。

○野本品吉君 先ほど須藤さんからちよつとお話が出ましたが、まあ敗戦後日本人が虚脱状態になつてしまつて、そして民族としての自尊心を喪失した。なお敗戦後におきまして古いものは駄目だというような間違つた思想が瀰漫いたしまして、歴史とか伝承というようなものが非常に軽視されるような傾向になつた。その結果といたしまして、自分たちの郷土、自分たちの祖国に対する愛着というようなものが非常に薄らいで来た。これをどういふふうにして取戻して行かなければならんかということは、日本の現在及び将来にとつての大きな問題であらうと思

う。私はそういう意味におきまして、この文化財保護法というものが制定されて、そして各地の文化財の保護保全につくましている／＼と努力され、更に二、三年間の運営の結果に顧みまして、新たにこの法律の修正を行ひまして文化財保護の完璧を期そうとするこの提案に對しまして、心から喜んでおるものでござります。そこでこれに關しまして若干の点をお伺ひいたしたいと思つております。

地方の教育委員会における文化財保護に關する委員のかた／＼の中には相當熱心にやられておるかたがおりますが、全国的に私の見る範圍におきましては文化財保護に關する心がまだ極めて低いものと私は見ております。それで委員会のほうといたしましてはこの傾向をどう御覧になつておるか。又將來どういふふうにしてもつと活潑な活動をするように助長して行くか。この改正の法案がその法案であることはわかりますけれども、一応それらのことにつくまして委員の御感想を承わりたいと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 敗戦後におきまして国民の自負心がとかく失われがちであるということは今伺ひました通りでござります。我々もこういう遺憾を常に忍んでおるのでござりますが、併しながら日本の文化、戦争には敗れましたが、日本の文化が或る点におきましては世界に冠絶しておるものがある。少くとも世界に類例のないものであるということを知らせることのできるものは先ず文化財であると思ひます。先年サンフランシスコの講和會議の行われまして際に列國環視の下にサンフランシスコで開かれました

日本古美術の展覽會が非常な成功を収めました際、私もあちらに参つておりまして、國交は再び日本の古美術から発するものであるというような感想を深くいたしました。その後におきましてもアメリカ並びにヨーロッパから頻として日本の古美術を持つて來てもいい、展覽會を開いてもらいたいという要求がござりますので、この点におきまして我々は自負心を失うところでない、まず／＼自負心を大ならしめておる次第でござります。あちらに尊い古美術を送りますことについては／＼困難があるものでござります。が、できる限り安全を期して日本の古美術が如何に尊いものであるかということをお米人に知らしめてやりたいものと存じております。

それから次にお話のございました点であります。今日は終戦後におきまして、特に地方分権が強化されておるのでござりますが、この文化財保護におきましては中央集権的なものが甚だ多いのでござります。各地方の教育委員会などにおきまして、京都とか奈良とかいうようなところであります。と相當この方面の造詣の深い人たちがおりまして、相當効果を擧げておるやうであります。が、その他の地方に多いのであります。誠に不十分な点が多いのであります。我々といつたしましてはできる限り多く各地方の文化財方面の仕事に携つておられます人々を中央に集めて、これに對して指導を与える計画を立てておるのであります。ここ二、三日うちに又各府県の諸君を集めて、この文化財保護法の改正につくまして説明を施し、文化財保護法の精

神をはつきり呑み込ませたい、かように考へておるのでござります。

○野本品吉君 只今のお話で世界的に日本の文化財というものが尊敬されておるというようなことは、はつきりわかつたのであります。が、そういうふうな事実を一般の国民大衆に知らせる、広報活動と言いますか、知らせる措置を何とか委員会として考へになつておりますか、同時に／＼といわゆる歴史教育というようなことは問題になつておりますけれども、こういう文化財というものを國民教育の教科書の内容等に高く大きく採上げるといふようなことは私は非常に大事だと思ふのですが、そういうことについて何かお考へになつておりますか。

○政府委員(森田孝君) 只今の点につくましてはすでにここ二、三年來努力いたして参つております。我々のほうといたしましては学校の教材のある文化財に關連するものについての解説を作りまして、年々各ブロック別に講習會を開いて学校の教員、PTAのかたがたに映画、幻燈を通じまして普及をいたしておるわけでござります。

○野本品吉君 大要結構な考へ方だと思ふので、是非とも今後とも一層そういう方面への努力をお願いいたしたいと思ひます。

次にお伺ひをいたしたいと思ひますことは、現行法の二十一条にあります文化財専門審議会の仕事の内容として、「重要文化財の買取」という項目があります。この「重要文化財の買取」ということはどういう手續或いはどういう手順を経て行われておるものでありますか。一応御説明願ひたい。

ましては特に慎重を期して参つて買収の申出がありましたものにつくまして部内の専門家による買取協議会というものにつくまして、ここで買取るべきや否やということを決めたものにつくまして又部内の課長會議を経ましてなお委員会……次に専門審議會上で評議委員会というものを設けまして、そのもの自体についての評議をして、その民間の適當な数人を選びまして無記名で投票してもらいます。大体その中間の値段を以て買取ることになつております。

○野本品吉君 私はこの点は相當慎重を要することであらうと思ふのであります。現在非常に注意深く行われておることと認めることにやぶさかではありませんが、折角の苦心された今度の改正法の運用というものが國民一般、なかんづく文化財に關して深い関心を持つておる人たちの積極的な協力、信頼を得て円満に運用されて行きますやうにということをお願いいたすものであります。これは決して古傷を深し求めて皆様を苦しめようというやうな意圖でなしにお伺ひいたしたい点の一つであります。

それは古いことで昭和二十七年の八月二十九日の東京日日新聞に「保護されぬ国宝級の絵画」、「買ひ損つた文部省」、「世界一の唐絵樹下美人図」、こういうような見出しで大変大きく扱われた新聞記事があるわけです。私がこの問題を取上げましたのは、是非折角の、先ほども申しましたが、今後の法の運営の上におきまして一般のかたがたの善意の協力を全面的に期待したい、こういうふうにお考へております。

ので、このことを取上げました。きょうなことは現在もなし将来もないのだというこの説明をここでしておく必要がある、かように考えてお伺いするわけであります。

○政府委員(森田孝君) 仰せの樹下美人につきましても、只今申上げましたように買取について約六段階を経て、審議を経て買入の段階であります。その各段階においての適正な値段というものが非常に問題でありまして、この適正な値段を出した結果持主の希望する値段と折合わないということが出て来るわけでありまして、役所といたしましては国の予算を以て買入ものにつぎまして只今申上げましたような公正なりと考える値段以上には買取り得ないのでありして、持主のほうにおいて非常に高く値段を考へておられる場合においては、これは所有者の意思に反して買入というものは現在の法律においては不可能と考へております。従つて只今の新聞記事になりましたような場合においては、他に非常に好きだという人が出て来た場合、こういう偏愛価値を持つておるものにつぎましては我々が適当と考へておる値段以上の値段を出して買入ということが起り得るのでありまして、只今のケースはさような場合の特例であります。

○野本吉吉君 そうしますとこの新聞が報道しておりますように、買取詳細委員会の評価額というものが事前に外部に漏洩したという事実はあつたのですか。なかつたのですか。

○政府委員(森田孝君) それを買つた人がどういふ経路で知つたかどうかという事については、文化財保護委員会としては不明でありますけれども、文

化財保護委員会といたしましては交渉の段階において所有者のほうから他の骨董屋さん等を通じて、それを買つた人のほうへ文化財委員会としてはこんな値段でしか買つてくれないということは言つたかも知れないのでありますが、これは所有者としては当然のことだと考へております。併し文化財保護委員会から外部に漏れたという事は考へられないのであります。第三者に漏らしたということは考へられないのであります。

○野本吉吉君 そこでなお私がお尋ねしたいのでありますけれども、この記事に、つまり悪質な美術商等が何らの価値もない贗物でも委員の中の権力者と結託して審査会議に取上げさせて不当な値段を付けていることもある、こ

うあるのですが、こういうような事例は何かあるのですか。

○政府委員(森田孝君) 只今最初に申上げましたように、数人の、或いは多い場合には十数人の人々が合議で決定されることでありますので、特別の委員の人の御意向だけが全体を左右するということとは不可能なほどに非常に幾つかの段階を経て決定するので、さような事実は起り得ないと我々は考へております。

○野本吉吉君 そこでなおこの記事には委員の構成というものが、何と申しますか、先生と弟子の関係というやうな関係で構成されておるためにさういふ関係におかれていない委員というものが発言に力がないとか、或いは積極的に協力する意思を失つておるといふやうなことがこれに書かれておる、さ

うな点についてはどうですか。

○政府委員(森田孝君) 文化財保護委員会のものとしてはさようなことは今までも感じたことは一度もないのであります。

○野本吉吉君 そうですか、只今のやうなことを申しましたのは、先ほども申しましたように私は決して古傷を求めようというやうなひねくれた考へで申したのではないので、さような事実のないことをここで明らかにして頂ければそれで結構であります。なおこれらの委員会のこういうやうな過去における事実を徴して、その後委員会の運営が

どういふ点が改められ、どういふ点に注意されて来るやうになつて来ておるかという点もございまして、この際承わつておきたい。

○政府委員(森田孝君) 今まで、最初のうちには只今申上げましたやうにいろいろの買取についての会議につぎましては事実上の会議として行なつておりましたが、いろいろの事象に鑑みましてこれを委員会規則による、或いは又委員会の裁定によつて法令的な処置をと

りまして、それらの責任と又職務と権限をはつきりいたして会議の運営の適正を期したわけでありまして、

○野本吉吉君 このことは委員会の独立性という点と非常に深い関係があるのですか、どうなんですか。

○政府委員(森田孝君) 委員会の、つまり行政委員会、合議体による審議という点とは非常に深い関係があるものであります。さういふ点につぎまして、やはり行政委員会がやつたほうがより適正だといふことが従来言われておつた一つの問題であつたといふことは言えるかも知れません。

○野本吉吉君 なお先ほどお話がございしましたが、アメリカにおきまして皆さんのお骨折で立派な展覧会ができて、その展覧会を通して、展覧会における古美術その他の文化財を通して日本に対する世界的認識が改められた、これは非常に嬉しいことであります。が、このアメリカへの品物の往復とい

いますか、その途上で大事な文化財が毀損されておるといふやうなことを耳にいたしておりますが、さうな点はございせんか。

○政府委員(森田孝君) さうな点は絶対にはないものであります。これはデマに過ぎないと私は考へております。

○野本吉吉君 なお先ほど委員長からお話がございしましたが、今後電源の開鑿とか或いは国土の開墾、道路の新設といふやうなことでこの問題と相当重大な関連を持つて来るやうな事象が起つて来るであらうと思ふのでありますけれども、これらの場合には是非先ほどお話のありましたやうな決意の下に断固として文化財をお守り下さるやうにお願いしたいと思ひま

す。

以上私の質問を終わりますが、繰返して申しますが、私はこの文化財保護の仕事が活潑に動きを進めることによりまして、最初に申しました失われた日本人が取戻されて行くであらうといふことに大きな期待をかけておるわけでございます。終ります。

○松原一彦君 第五十六条の十に民俗資料といふことが現われて、これがこの法案では一つのトピックになつておると思ひますが、これは非常に内容が不明なものであります。重要民俗資料に指定することができる。とありますが、只今指定しようとお考へにな

つていらつしやる幾つかの例を森田君からお示し願ひたい。

○政府委員(森田孝君) 只今ここに手許に材料を持つておりません。候補物件がすでに審議会で決定いたしておりましたが、法案で将来指定制度ができま

したときには指定すべきではないかといふことで、すでに専門審議会において調査審議した結果が出ておりますが、でき得れば後ほどプリントでお渡しをすることによつてお許しを願へれば有難いと思つております。

○松原一彦君 是非それをお見せ頂きたいと思ひますが、今まで私どもの考へております範圍では、民俗資料といふやうなものは非常に広汎で、計画の如何によつては大きく手を延ばさねばならないものであるかと思ふのであります。それで單なる指定によつて保全するといふことはかなりでなく、どうして買上げておかなければならぬい

りまして、只今申上げました費用の中でも買上げ得るのでありますが、重要文化財その他について買上げなければならぬものが非常に多いのでありますので、民俗資料まで十分に手が届くとは言いかねるのでありますので、只今のような御答弁を申上げたわけであります。

○松原一彦君 それならばこの民俗資料の方面を御担当の専門のかたが事務において、又委員においてどのくらいおありになりますか、その規模をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) 只今専門審議委員にお願ひいたしておりますのは七人でありまして、お名前を申上げます。

人類学の長谷部言人先生、岡正雄先生、折口信夫先生、このかたはお亡くなりになりました。また後任は補充ができておりません。金田一京助先生、今和次郎先生、沢沢敏三先生、柳田國男先生の七人でありまして、只今一人欠員になっております。

○松原一彦君 事務局のスタッフは。

○政府委員(森田孝君) 民俗資料関係につきましては、専門技官が二人置いてあります、その他事務の補充者が置いてあります。

○松原一彦君 これは買上げと同時に陳列とか保存とか系統を立てるとかいうことで余はど骨の折れる仕事だと思ひます。そういう意味からも先刻お尋ねをしたのですが、一日も早く民俗博物館式の御計画を立てて、そして年次計画でよろしいから、それが実現しますような予算の要求を私は切望するものであります。私も私一杯それが実現に向つてお力附えたいと思ひます。これは戦災が一遍ある

と管理し切れなくなつてしまふものが随分あると思ひます。今のうちに克明に集めておかなければ保存ができないだらうかと思ひます。そのためには特にこういう有名な民俗学者の御計画を早く聞いて、それが着々集められ、而も系統的に保存せられるようにしなければならぬ。価格としては極めて低いものであつても、又数は多く民間に存在するものの中から集めるものでありましようから、選択等に標準が要すると思ひます。そういう点で特にこの点には文部省も力を入れて頂きたいということを希望申上げます。

○高橋道男君 先ほど高橋委員長から文化財による国際的な理解というような御意見がございまして、誠にその実績を挙げておることにつきまして結構に存じておるのでありますが、現在外国に流れております日本の文化財というものについてどれだけの御調査ができておるか。現在の委員会にはそういう権限はないかも知れませんが、事実そういう調査ができておるかどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 特に人を選びまして調査をいたしましたことではないのでございまして、あらゆる機会を利用してしましてこの点を調べておるのでございまして、只今御質問になりました点は、この頃アメリカに参りました文化財委員会の技官たちの報告の中などにも現れておるのでございまして、非常に流れ出したというところをよく聞くのであります。終戦直後におきまして日本の古い国宝級の刀剣が四十五点、これは警察の不

注意によりまして、渡さなくてもいいものを渡してしまつたということございまして、これが、返つて参りませぬのが一番の遺憾でございます。

それからアメリカに渡つておりますものについて調査いたしましたものの報告を聞きまして、早く、フリーア博物館に収められております品が、フリーアと称します人が日本に参りまして、原三溪などの指導を受けまして、購入して帰りましたもの、これも大部古い話でございまして、その中に相当優れたものがあるようございまして、それから更にもつと古いところになりますと、フエノロサという

ような人が日本に来ておりました当時、岡倉寛三先生などの示唆によりまして購入をいたしました品物、この中に非常に貴重なものがあつたのであります。それからそのものがボストンに参つてあちらに保存されておるのであります。そういうふうな昔に遡りますと、随分貴重なものが多く失われておるのであります。その後になりますと、割合に出ましたものは少いのであります。殊に文化財保護法ができましたあとにおきましては、殆んど全く全部と申していいのであります。財が、保存は全きを得まして、貴重な文化財が、あちらに流れ出したというところは全く聞いておりませんのであります。

○高橋道男君 現在海外に参りますというものの対して、これは個人が持つておるものも全部含めて、全部というところは困難であります。わかつておるものにつきましてその所在、或いは題名というふうなものにも関するカタログ等を編纂される御意思はないですか。

○政府委員(高橋誠一郎君) これは大体休むかつておるのであります。これは更に詳細の点を調べて、こういうようなものカタログを作成いたしますことは比較的僅かな費用で、比較的容易にできることではないかと存じますので、是非作成したいと存じております。

○高橋道男君 もう一点その点で尋ねたいと思ひますのは、アムステルダム国立博物館でしたか、或いはブリテイッシュ・ミュージアムでしたか、忘れましたが、はつきり記憶は出ておりませんが、歌麿の浮世絵がステイチュートという題名が付いていて、これは遊女というものの直訳だと思ひます。歌麿が、私もこれは英語の語感が正確でありませんが、困るものであります。とにかくプロステイチュートというのから受ける私の印象は非常に悪いのであります。遊女というもののニュアンスがそのまま表わされていると思ひます。遊女という印象は悪い。その感じが言葉の問題としますならば、私はこういう言葉は、遊女というふうな題名の翻訳として付けてもらいたくない事柄だと思ひます。であります。そういう下卑た翻訳ではなかつたのであります。それ、その他にも二、三翻訳、私の見た限りにおいて翻訳上どうかと思はれるようなものがあつたのであります。そういう点につきまして、不適当だと思はれるようなものがお気付きになつておるか。又そういうお気付きになつておるのだつたらば、そういう点についてその国の、或いは直接当事者に對して何か注意を促すとかいうような

方法は講ぜられなかつたのかどうか、それをお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 実はこのお話は、私全く存じませんでしたのでございまして、昨日相馬助治さんから、アムステルダムには私参つたこともなく、かようなものも所蔵されておることも存じませんでした。相馬さんからお伺ひいたしましたところによりますと、これは夜鷹を書いたものだといふことございまして、非常に大きな肉筆画だそうでありまして、果してこれが歌麿の作であるかどうか。歌麿の肉筆というものは非常に疑わしいものが多いのでございまして、如何なるものであるか、今日のところでは私全く申上げかねるのでございまして、すでに夜鷹を書いたものであるとしますならば、そういう名前を付けますことも過ちとは申せないものであります。ところが、そういう場合に、我々が聞きまして、場合によってはあちらに注意して、何とかもう少し体裁のいいような名前をつけてもらふように交渉すべきものであるかどうか、そういうような点も考慮いたしたいと考へております。

○高橋道男君 国際的理解を深める点について私は相当重要な問題だと思ひます。であります。その点につきまして、大臣にも念のためお伺ひしておきたいのであります。或いは先般の衆議院の委員会でしたかどうか、自衛隊ができましたら武官の、武官という言葉は今使われんかも知れませんが、そういう関係のアタッシュを海外公館に置くというふうな計画のあることを新聞によつて知つたのであります。

が、只今戦力なき軍隊というようなもの、甚だ先走つた考えて……戦前ありましたような在外武官を置くというようなことはどうかと思ひますけれども、それよりもこの文化による提携、或いは接融というような意味におきまして、これは単に文化財だけではないのであります。文化関係一般を含んだ意味のアタッシェというものを在外公館に置くということは、私は今後の日本のあり方を宜明する上におきましても非常に大事なことにやないかというように思ふのであります。その点につきまして、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) お話のような意味の文化アタッシェと申しますか、そういう人を駐在させて文化の国際交流という点、これは在外公館のほうでもそういう希望をしておられるように聞いております。これは非常に有意義な結果をもたらすのではないかと思つておりますので、これはただ今まで余りないことでありますし、これを十分研究をして、できることならば外務省方面とよく話し合ひまして、そういう措置を講ぜられるものならば、これは非常に喜ばしいことであるので、研究してみたいと思ひます。

○高橋道男君 只今の大臣の御答弁誠に結構だと存じます。これは前にありました武官のアタッシェが、軍隊関係からその影響力の下において派遣されたように私は思つておるのであります。若しできますならば、無論外務省との関係はございまいしうけれども、文部大臣の配下に置いて、その影響力の下にそういう文化的なアタッシェを是非早急に実現して頂きたい。これは

こちらからの文化を向うに紹介するということだけにとどまらず、海外の文化を内地に、日本に摂取するという意味においても非常に役立つものだと思いますのであります。私も海外に出まして、そういう関係の情報を得たいと思ひました。現在の外務省から出しておられる関係のかただけでは、これはその人数から申しましても非常に不完全だと思ひますので、これは意見になりますけれども、是非その実現かたを図られるように、この際希望してきたいと思ひます。

それから次にお伺ひいたすのは、先ほど管理団体というものが今初めてできるというお話がございましたが、その対象の一つとして、奈良の海龍王寺が見られておるように高橋委員長から伺ひましたが、そのほかにもこれに類するものを予定しておられると思ふのであります。どういふものを予定しておられるか、それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) 只今は調査の段階でありまして、具体的には予算の折衝と併行いたしまして、協議をして最終的に決定しなければならぬと思ふのであります。只今一応さうな意味において当方として調査いたしておりますのは、法隆寺と、唐招提寺と、新薬師寺と海龍王寺と福知院の五つであります。

○高橋道男君 管理上そういうものを団体管理されるということは、理由はやむを得ない問題があると思ふのであります。只今伺つたところによりますると、全部これは寺院であります。申すまでもなく、宗教に属するものであるものであります。それだけに信仰の

自由ということと相反する所のあるような管理が行われぬとも限らんと、こういう私は疑念を一応持つのであります。それは先般来問題になつておりました月光菩薩の場合におきまして、やはりこれは信仰上からの処置、或いは管理ということに相当欠陥がありましますためにあつた問題が起つたということも勿論言えるのでありますけれども、そうでない第三者と申していいか、文化財関係の専門の技術的な面からこれにタッチされたという点とお寺との関係の間に相当のギャップがあつたということも考えられるのであります。ところが、そういう懸念が起るようなことつちや、これは宗教上の問題にもなる、こう思ひますので、その点についてどういふお考えを持つておられるか。

○政府委員(森田孝君) 只今高橋委員から申された点は、我々がこの改正案を実施する場合において一番重要な問題だと考へておるのであります。従つて、飽くまで文化財においてはもの管理だけに限るのであります。宗教行事に關しては何らのプラスもマイナスもいたしてはいけぬ立場におけるわけでありまして、従ひまして、管理団体の権限と申しますか、義務と申しますか、範囲というものを、委員会規則によつて明確にいたしてこれが調整を図つて参りたいと思つておりますし、又

管理の対象といたしまして宗教行事、もつぱら宗教行事に取扱うもの、或いは又僧侶の私有物というやうなものについては、少くともタッチして参らない予定にいたして参りまして、今後更に研究の上十分に調整の行くやうな規則を考へて参りたいと思つております。

ます。

○高橋道男君 もう一点。第二条の改正案文の中で「民俗資料を削り」云々とありますが、これも同様宗教上の国政、慣習というものに關しての問題が中に含まれて来ると思ふのであります。が、どういふものをこれは対象にしておられるか、ちよつとこれだけでははつきりしないのであります。が、その点同様の懸念がないように十分の御配慮が願えるかどうか伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) ここに言う信仰というものは主として民間信仰、例えば東北地方に広く農村で行われておりますおしらせと申しますか、というやうな民間信仰が一つの民俗風習として我々は一応取上げて行きたいところ考へたわけでありまして。

○高橋道男君 一応了解しておきたいと思ひます。それからやはり第二条の改正案文の中に、第四項に古墳という文字が出ておられますが、これは宮内庁で扱つておられる帝室の陵ですか、あれとの関係はどうなつておられるか、それも含んで考へておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) 仰せの通りここに含んでおります。ただこれに對しての所管は、國家機關との間でありますので、協議を以て行なつて参りたいと思つております。

○高橋道男君 同時に、同じく四項の中で峡谷とか山岳とかいふ文句が挙げられておりますが、これは厚生省所管の国立公園との関係があるように思ふのであります。が、その区別或いは取扱ひといふことについてどうなつておるか、又国立公園といふものとの関係が

若しあるといたしますならば、厚生省との了解などはできておるのかどうか、これを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) 天然記念物、主として名勝天然記念物につきまして、国立公園と若干重なつておるものがあります。併しながら国立公園は対象において非常に広い範囲を指定しております。我々のほうにいたしましては學術的な立場を主として考へて、その極く一部分が特に価値の高いものとして指定して保護して行くといふことを考へております。併しながらその機能においては、国立公園はこれは國民厚生のためにこれを活用するといふことが主目的であります。文化財保護委員會のほうは、文化財保護の立場からこれを保存するといふことが主目的でありまして、おのずからその機能の主眼点が違つておるのであります。従つて、従来も厚生省の国立公園部とは十分に協議をいたして運営をして参つたのであります。今回の法律改正につきましても、従来の範圍と態度を変更するものでないという了解が両者の間にできております。従来と何らの変更なしに行われて行くと考えております。

○高橋道男君 次に、第二十一条の改正の中の二十二号、これは前からもある条文でございますが、ここに移動して改正されるやうであります。が、重要文化財の現状変更その他に關しての都道府県教育委員會への委任ということがございまして、これはどういふ基準によつてこういう委任をされるのか、そのはつきりとした基準があつて、どこの教育委員會にもこれだけの

権限が委譲されておるのだということ
がはつきりしております場合には全
国均一な方針がとれると思うのであり
ますが、個々のものについてそういう
委任が行われるといひますと、不
均衡な権限委譲というようなことが行
われ、それによつて行政上のミスが出
て来るんじゃないかというような心配
もありますので、その基準について如
何なるものを持つておられるかを伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) 都道府県の教
育委員会に對しましての権限委任につ
きましては、各都道府県の技術陣の充
実工合というものを考えまして、我々
が委任しても円滑に行ひ得るかどうか
考へてやつておるわけであります。
お示しのこの条項によりまして、この
権限委任は、現場において緊急を要す
る場合の停止命令以外は現在委任いた
しておらないのであります。この委任
いたしておらないというのは、技術陣
の充実に未だ完結でないということ考
へておるわけであります。

○高橋道男君 もう一点細かいことを
伺いたのでありますが、文化財に関
する税の關係につきまして、従来いろ
いろ問題がございまして、我々議員立
法としてそういう措置をとらうかとい
うような議論が起つておつたことは委員
会においても御存じかと思うのであり
ますが、具体的に申して、今回税制の
大幅の改革もございしたので、或い
はその中に含めて解決のできておるこ
ともあつたかと思ひのであります。或
いは保護委員会において積極的に税の
面で文化財を保護するという意味にお
いて税の軽減について考へになり、
或いは運動なりをして來られたかと思

うのでありますが、例えば所得税の
問題、相続税の問題、固定資産税の問
題、入場税の問題等、税の問題という
ようなことにつきまして措置をとられ
たものがありますならば、又現在解
決しておりますものがありますならば、一
応それをお尋ねして置きたいと思ひ
ます。

○政府委員(森田孝君) 只今税の減免
を行ひまして、その措置の一応できま
したのは、固定資産税と入場税と物品
税であります。以上のほかに相続税、
譲与税、登録税、所得税等についても
減免の措置が講ぜられますように大蔵
省の当局と折衝いたしまして結果、法
律の規定で非課税の措置を講ずること
はできないのでありますけれども、課
税額の算定その他實際上の運営の面
で十分に考慮して參るといふことにな
つたのであります。

○須藤五郎君 先ほど海外流出の問題
で高橋委員から質問がありまして、刀
剣が四十数本海外へ行つてしまつてお
るという話でしたが、刀剣はそういう
状態で、何も流つたわけじゃないの
で、持去られたものですか、日本が
取返す権利があると思うのですが、そ
の措置が講じられておるかどうかとい
う点、それから今後海外流出を防止
する法的措置というものは、ここでは
輸出の禁止という条項があると思うの
ですが、それだけの法的措置で絶対日
本の重要美術品が海外に流出する虞れ
がないか、防止できるかどうかといふ
点、又ほかにもそういう条項があるな
らば伺ひたい。

○政府委員(森田孝君) 第一点の刀剣
の問題につきましては、必ずしも向う
が略奪をして行つたといふことは言

切れないものもありまして、あの混乱
時代におきまして、所有者目から、何
かの意図があつたと思ひますけれど
も、提供してしまつたものがその中に
数件あるわけでありまして、それら
の点につきましては、これは所有者のむ
しろ責任だつたといふことが言える
と思うのであります。その他のものにつ
きましては、一般の刀剣の没収のとき
に警官が他の刀剣との区別が十分にで
きないでそのまま没収されてしまつた
ものがあるわけでありまして、これら
につきましては、すでに三回ほどそれ
ぞれの關係を通じて本國の調査を
依頼いたしつゝありまして、未だ十分
なる回答に接しておりませんが、更に
今後十分調査を依頼して、でき得る限
り発見すべく措置したいと思つており
ます。

それから第二点の問題であります
けれども、これにつきましては、法律
によつて、正式に指定したものに
まして輸出の許可を与えますが、その
他の一般のものの中で指定したものな
りや否やといふことは判定できないの
であります。そして具体的に大蔵省
と協定をいたしまして、各税関にお
いて輸出する場合におきましては、文
化財保護委員会において指定美術品で
ないという証明をつけさせなければ輸
出をさせないといふことにいたして
おりまして、目下輸出についての証明を
我々のほうで発行いたしておるよう
な状態でありまして、なお完畢を期す
には各税関にそれ／＼係の専門の職員を
置くのが適當かも知れんのでありま
すけれども、未だそこまでは至つて
いない状態でありまして、私先日中
國

へ行きました、紫金城内に造られた博
物館をみたのです。そうしますと、ず
つと昔からの品物がずつと並んでお
る。ところ／＼写真だけあつて品物が
ないところがある。そしてその説明
に、これは日本帝國主義者が持ち去つ
たものだ、蔣介石政権が持ち去つたも
のだといふ註釈が掲げてある。日本
でもそういうことが起つたら私は甚だ
遺憾だと思ひます。それでその
正式の輸出は禁止することができ
るかわからないが、盗まれた品物で
すね、盗まれておるものが裏のほう
で駐留軍の手に渡つて、そして駐留
軍が國に歸るときそれを持つて出る。
駐留軍の荷物の検査というものは正式
の税関の検査を受けていないと思ひ
ます、今日でも、そういうことを防止
するといふことがどうしてできるか。
又そういうことが起つたつてあるで
はないかと私は心配するわけですが、
對してどういふ措置をあなたたちは
とられておられますか。

○政府委員(森田孝君) 仰せの場合に
おきまして、國內にある限りにおいて
は外國人にもこれを渡渡しをすること
ができるのでありますけれども、その
渡渡しをする場合におきましては、法
律によりまして、委員会に對して先
ず買取の申出をしなければならんこ
となつております。従ひましてこれが第
三國人或いは外國人に渡渡されるとい
うような虞れのある場合におきまして
は、委員会といたしましては万障を繰
り合せてこれを買取するか、或いは又國內
の適當なる機関で買取つてもらうよう
に処置して參るといふことにいたした
と思つております。但し從來まだ
そういうケースが起つておりませんの

で、今後の注意としてきようにいたし
たいと思ひます。

○須藤五郎君 これは一点々々監視は
していらつしやと思ひますが、盗
まれた重要美術品が、文化財が盗まれ
て、その盗んだ者が裏で外國人に売
てしまふわけなんです。そういうこと
があり得ると思ひます。そしてアメリ
カ兵ならアメリカ兵が盗んだものを
持つて、そして國に歸るときに持つて
歸る。それを防止される方法が考慮さ
れておるか。

○政府委員(森田孝君) これはやはり
警察と協力しなければならん問題にな
るようなお話でありますので、只今ま
でさうなまだ警察との連絡はとつた
ことはないのであります。我々とし
ても文化財の所在地というものを警察
によく知らしめておくといふ措置は今後
十分講じて行かねばならんかと思つて
おります。

○須藤五郎君 そういう法的措置とい
うものはなか／＼困難なものでし
ょうか。この法案の中にはそういう問題が
少しも触れられていないと思ひ
ますが、そういうことは困難なものでし
ょうか。

○政府委員(森田孝君) どうも盗むと
いふやつは、これは初めからどの場
合にでも法律に違反するといふことを
覚悟してやつてますので、法律の規定
ではできないので、事實上の行為に基
いて、処置をしなければならんと思つ
ております。

○須藤五郎君 それは無理だと思ひま
すが、駐留軍の持つて歸る荷物を検査
するといふ法的措置が講ぜられても
いふじやないかと思ひますが……
○政府委員(森田孝君) これは駐留軍

の問題はちよつとこで答弁をいたし
かねるわけでありすけれども、外交
官の品物は検査をいたさないものであり
ますが、これは国際法上日本の外交官
も日本に帰るときに検査を受けません
ので不可能だと思います。
○須藤五郎君 軍隊は外交官と違いま
すよ。
○委員長(川村松助君) ほかに御質疑
はありませんか。本案に対する質疑は
終了したものと認めて御異議ございま
せんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと
認めます。それでは討論に入ります。
御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否
を明かにしてお述べを願います。
別に御意見もないようでございます
から、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと
認めます。それでは討論に入ります。
御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否
を明かにしてお述べを願います。
別に御意見もないようでございます
から、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと
認めます。それでは討論に入ります。
御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否
を明かにしてお述べを願います。
別に御意見もないようでございます
から、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと
認めます。それでは討論に入ります。
御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否
を明かにしてお述べを願います。
別に御意見もないようでございます
から、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

で、本案に賛成されたかた〴〵は順次
御署名を願います。
多数意見者署名
相馬 助治 高田なほ子
須藤 五郎 長谷部ひろ
松原 一彦 木村 守江
野本 品吉 中川 幸平
高橋 道男 加賀山之雄
鍋木 幸弘 荒木正三郎
○委員長(川村松助君) 本日はこれを
以て散会いたします。
午後五時二十六分散会

五月十八日本委員会に左の事件を付託
された。
一、教員の政治活動禁止法制定反対
に關する請願(第二六〇九号)(第
二六二五号)
一、大都市小中学校児童生徒の收容
対策に關する請願(第二六二二号)
一、児童生徒の地域外入学解消に關
する請願(第二六三七号)
一、教員の政治活動禁止法制定反対
に關する陳情(第六七三三号)(第六
七四号)
一、理科教育振興法改正に關する陳
情(第六七五号)

第二六〇九号 昭和二十九年五月
十日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願
請願者 長野県北佐久郡軽井沢
町大字長倉三、一二八
土屋清人外二千三名
紹介議員 堀 眞琴君
「教育公務員特例法の一部を改正する
法律案」並びに「義務教育諸学校にお

ける教育の政治的中立の確保に關する
法律案」は、教育の民主化と教育の自
由確立に對し大きな障害となり、かつ
教職員の基本的な人権をいぢるしく制
限するものであり、日本の教育振興上
重大な影響を与えるものであるから、
教育二法案に反対し、その成立を阻止
せられたいとの請願。
第二六二五号 昭和二十九年五月
十一日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る請願(二通)
請願者 千葉県東葛飾郡福田村
二ツ塚五五 吉岡貞治
外千九百一名
紹介議員 高良 とみ君
この請願の趣旨は、第二六〇九号と同
じである。
第二六二二号 昭和二十九年五月
十日受理
大都市小中学校児童生徒の收容対策に
關する請願
請願者 神戸市長田区松野通一
ノ一五 小丸源治
紹介議員 大谷 賛雄君
昭和二十九年年度から昭和三十三年度に
わたる全国公立学校児童生徒の増加率
は人口の都市集中化の社会的原因と相
まつて、特に五大市において大きく、昭
和二十九年年度以降における教育施設の
不足は、多数に及び父兄の立場として
は誠に憂慮するところであるが、(一)
国庫補助並びに負担金配分比率の特別
なる考慮(二)起債の大幅承認等によ
る財政措置を講ぜられたいとの請願。

第二六三七号 昭和二十九年五月
十二日受理
児童生徒の地域外入学解消に關する請
願
請願者 香川県善通寺市長職務
代理者 堀田安治
紹介議員 白川 一雄君
今回善通寺町が隣接四箇村と合併し善
通寺市を設立したところ、龍川村大字
原田の一部が丸亀市に分村合併を希望
し、その目的達成の手段として、四月六
日から中学校生徒三十一名、小学校児
童七十四名を正規の手続きをとらない
で丸亀市の中、小学校に入学せしめた
ので、当市教育委員会は、学校教育法
施行令第九條第一項、第二項に違反す
る処置として丸亀市教育委員会に通告
すると共に、児童の保護者に対しても
学校教育法第二十二條第一項および第
三十九條第一項に規定する義務を怠る
者として児童、生徒の就学出席を督促
したが、いづれからも反応なく、不法
行為を継続している。このような不法
の処置をそのままに放置するならば違
法精神は根本からくつがえされ、目的
のためには手段を選ばない風潮を助成
する結果となるから、児童生徒の地域
外入学解消について適切な処置を講ぜ
られたいとの請願。
第六七三三号 昭和二十九年五月十
日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情(五通)
陳情者 広島県賀茂郡東志和村
山内信雄外四名
「教育公務員特例法の一部を改正する
法律案」並びに「義務教育諸学校にお
ける教育の政治的中立の確立に關する

法律案」は、教育の民主化と教育の自
由確立に對し大きな障害となり、かつ
教職員の基本的な人権をいぢるしく制
限するものであり、日本の教育振興上
重大な影響を与えるものであるから、
教育二法案を慎重に審議されて、修正
等の措置を講ぜられたいとの陳情。
第六七四号 昭和二十九年五月十
日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に關す
る陳情(三通)
陳情者 大阪府八尾市安中一六
六 中井ゆり外六十四
名
この陳情の趣旨は、第六七三三号と同じ
である。
第六七五号 昭和二十九年五月十
日受理
理科教育振興法改正に關する陳情(七
通)
陳情者 熊本市大江町九品寺一
九一 光島賢正外九名
第十六国会において、理科教育振興法
が成立し、国、公立学校は、それぞれ
国庫から補助金を交付されているにも
かかわらず、ひとり私立学校だけがこ
の恩恵に浴していないため、ただでさ
え私学経営の困難なる今日において
は、到底国、公立学校同様の理科教育
の振興は不可能であるから、理科教育
振興法成立の際における参議院の附帯
決議(公立学校と同様に私立学校に対
してもすみやかに国庫補助のみが開
かれるよう考慮すること)の線にそつ
てすみやかに同法改正の措置を講ぜら
れたいとの陳情。

昭和二十九年五月二十八日印刷

昭和二十九年五月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局